
第3次いちかわハートフルプラン

【市川市障害者計画・

第5期市川市障害福祉計画・

第1期市川市障害児福祉計画】

（平成30～32年度）

『誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、
安心して暮らせるまち』を目指して

平成29年8月

市川市

目次

〔第1部：総論〕

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	4
4. 成果目標と活動指標.....	5
第2章 障害のある人および障害福祉の現況と課題.....	6
1. 障害者施策をめぐる内外の動き.....	6
2. 市川市における障害のある人の現況.....	9
3. 第2次いちかわハートフルプランの総括.....	15
4. 障害者施策に対する市民の意識とニーズ.....	16
5. 障害者団体へのヒアリング.....	22
6. 自立支援協議会からの課題.....	26
7. 課題のまとめ.....	27
第3章 計画の基本的な考え方.....	28
1. 計画の理念.....	28
2. 計画の将来像.....	29
3. 計画の基本目標と施策推進の方向.....	30
4. 各施策に共通する横断的視点.....	31
5. 施策体系.....	33

〔第2部：各論〕

第4章 重点施策.....	35
1. 重点施策とは.....	35
2. 重点施策.....	36
第5章 市川市障害者計画.....	37
第1節 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～.....	38
1. 子育て支援.....	38
2. 学校教育.....	41

第2節 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～	44
1. 生涯学習.....	44
2. スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動	46
3. 就労支援・雇用促進.....	48
第3節 生活支援の充実 ～地域で暮らす～	51
1. 福祉サービス.....	51
2. コミュニケーション・移動サービス	55
第4節 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～	57
1. 相談・情報提供	57
2. 権利擁護.....	59
第5節 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～	62
1. 健康づくり・予防.....	62
2. 医療・リハビリテーション	64
第6節 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～	67
1. 福祉のまちづくり.....	67
2. 居住環境の整備	69
3. 防犯・災害対策	71
第7節 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～	74
1. 理解促進.....	74
2. 交流の機会・場づくり	76
3. 人材確保・育成	78
4. ネットワーク形成.....	80
事業体系.....	82

第6章 第5期市川市障害福祉計画・第1期市川市障害児福祉計画…84

1. 障害福祉計画・障害児福祉計画の方向性.....	84
2. 成果目標.....	86
3. 障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の体系	90
障害児福祉計画に定める障害児通所支援等の体系	90
4. 障害福祉サービスの整備	92
5. 相談支援の整備.....	100
6. 地域生活支援事業の整備	103
7. 障害児通所支援等の整備	116


第7章 計画推進のために…………… 119

〔第3部：資料編〕

- I 資料.....
 - 1 策定に関する体制と経過
 - 2 市川市社会福祉審議会条例.....
 - 3 市川市社会福祉審議会委員名簿.....

- II 参考資料.....
 - 1 「障害のある方々の暮らしと福祉についての意識調査」について.....
 - 2 障害者計画策定プロジェクトチームについて.....

- III 用語解説.....



第1部
総論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

市川市では、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、すべての市民の人権が尊重され、地域社会でいきいきと暮らしていけるよう、「自立・参加・共生」を理念とした「市川市障害者施策長期計画」（平成10～19年度）を改定し、平成20年3月に「市川市障害者計画（基本計画）」（平成20～29年度）を策定しました。

この計画では、近年の新しい制度や枠組みへの対応はもとより、新たな課題への取り組みを進めるために、これまでの計画理念を引き継ぎながら、本市の将来像を「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」と定め、3つの基本目標のもと、6つの施策推進の方向に沿って、施策を計画的に推進してきました。

一方、障害者自立支援法（平成25年度からは「障害者総合支援法」）に基づき、平成18年度より3年間ごとに策定される市川市障害福祉計画は、「市川市障害者計画（基本計画）」における様々な分野の中でも、特に生活支援分野における実施計画という位置づけから、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などの提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的に、必要なサービス量を見込み、これを確保するための方策を定めた計画となっています。

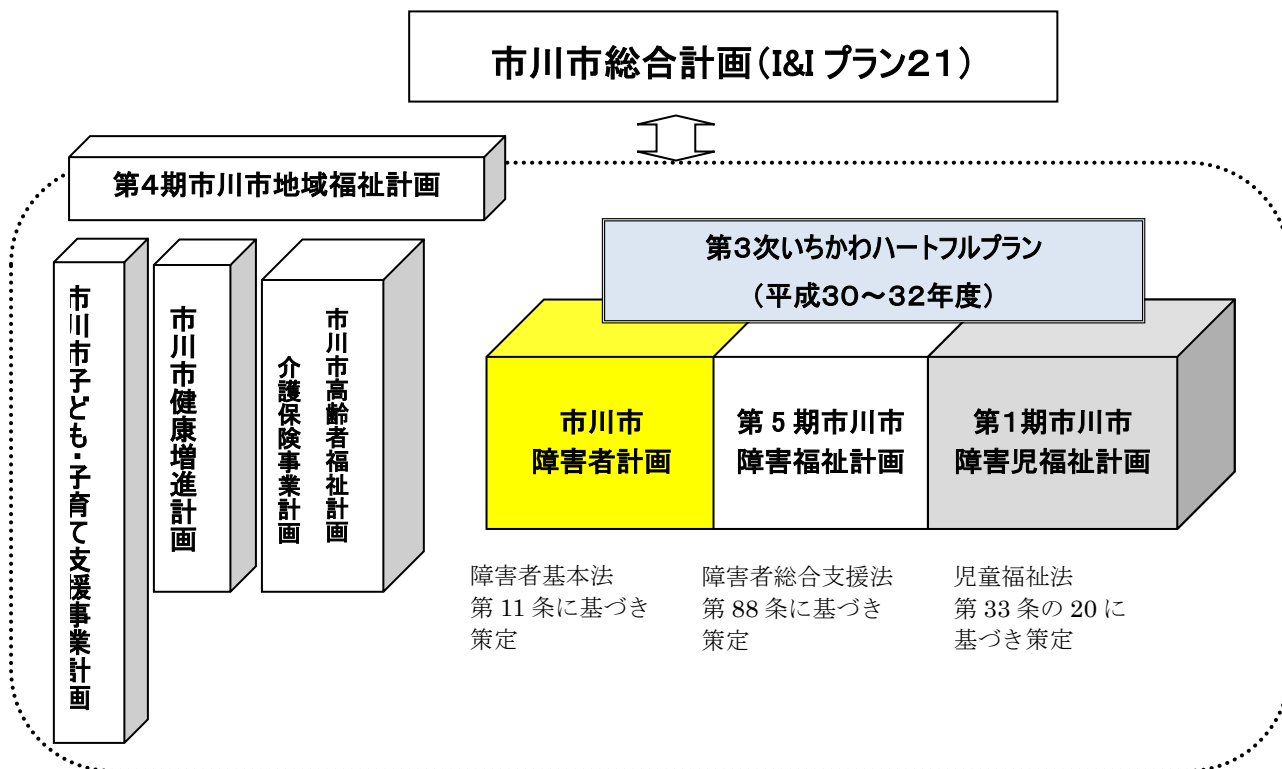
その後、本市では、障害者計画（基本計画）に定めた6つの施策の方向性のもとに、実施計画と障害福祉計画を策定し、これを「いちかわハートフルプラン」（平成24～26年度）、「第2次いちかわハートフルプラン」（平成27～29年度）として推進してきました。

その間の、障害者総合支援法の施行、障害者虐待防止法や障害者差別解消法の制定、国における「第3次障害者基本計画」の策定、さらには平成27年度より施行の「生活困窮者自立支援法」や平成30年度に予定されている「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正など、関連する法改正等の動向を踏まえ、これまでの「市川市障害者計画（基本計画）」及び「第2次いちかわハートフルプラン」の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理しつつ、サービス基盤整備への更なる取り組みを着実に推進するため、平成32年度を目標としてこれまでの「市川市障害者計画（基本計画）」及び「第2次いちかわハートフルプラン」を統合するかたちで「第3次いちかわハートフルプラン」の策定を行うこととしました。

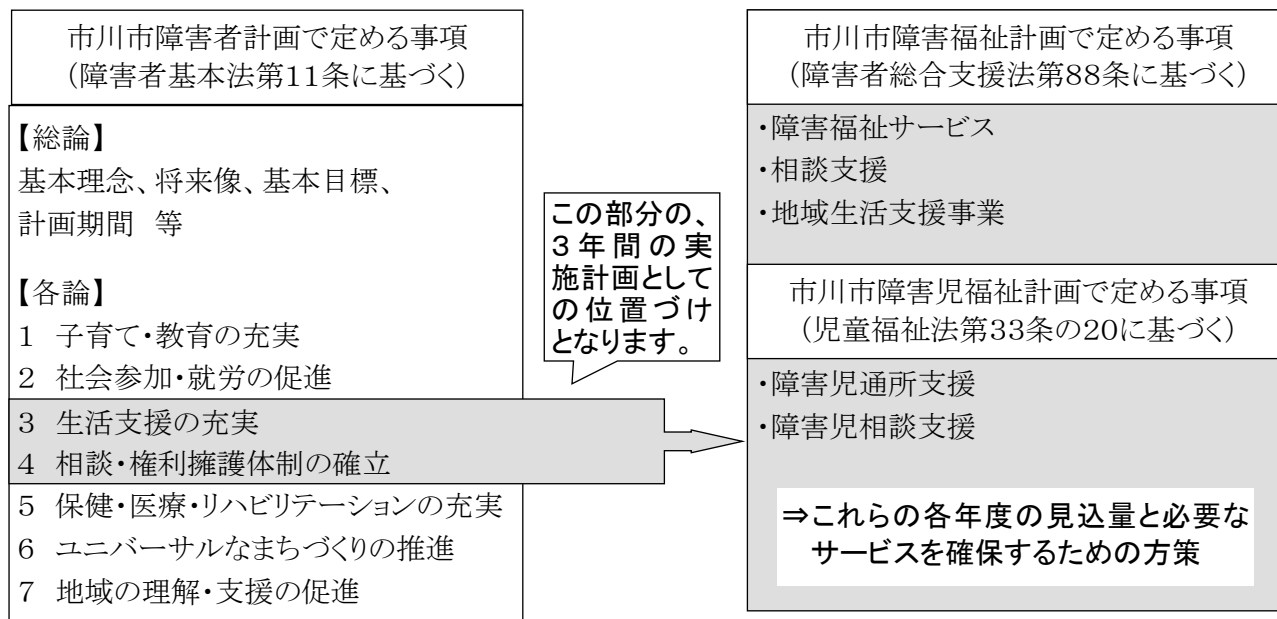
2. 計画の位置づけ

第3次いちかわハートフルプランの位置づけは、次のとおりです。

- 本計画は「市川市障害者計画」「第5期市川市障害福祉計画」「第1期市川市障害児福祉計画」から構成されます。
- 「市川市障害者計画」は、障害者基本法第11条に基づき策定を義務付けられた法定計画であり、障害のある人のための施策に関する基本的な計画となります。
- 「第5期市川市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。
- 「第1期市川市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障害児通所支援等の確保に関する計画となります。
- この計画は、「市川市総合計画（I&Iプラン21）」に基づく部門別計画に位置づけられるものです。
- この計画は、「第4期市川市地域福祉計画」との整合性と調和を図るほか、子ども・子育て支援施策、保健医療施策、高齢者福祉等に関連する、他の施策別計画との調和を図りながら定めるものです。



■障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係



4. 成果目標と活動指標

本計画における「成果目標」及び「活動指標」に関する考え方は以下の通りです。

【成果目標】

障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき数値目標（成果目標）を設定。都道府県及び市町村は、基本指針の規定に沿ってそれぞれの成果目標を設定し、少なくとも年に1回はその進捗状況を分析・評価した上で必要な対応を行う。

【活動指標】

国全体で達成すべき数値目標の形では設定しないが、都道府県・市町村において、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障害福祉サービス提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要なサービス提供量等の見込み（活動指標）を定め、その確保状況の進捗を定期的に分析・評価する。

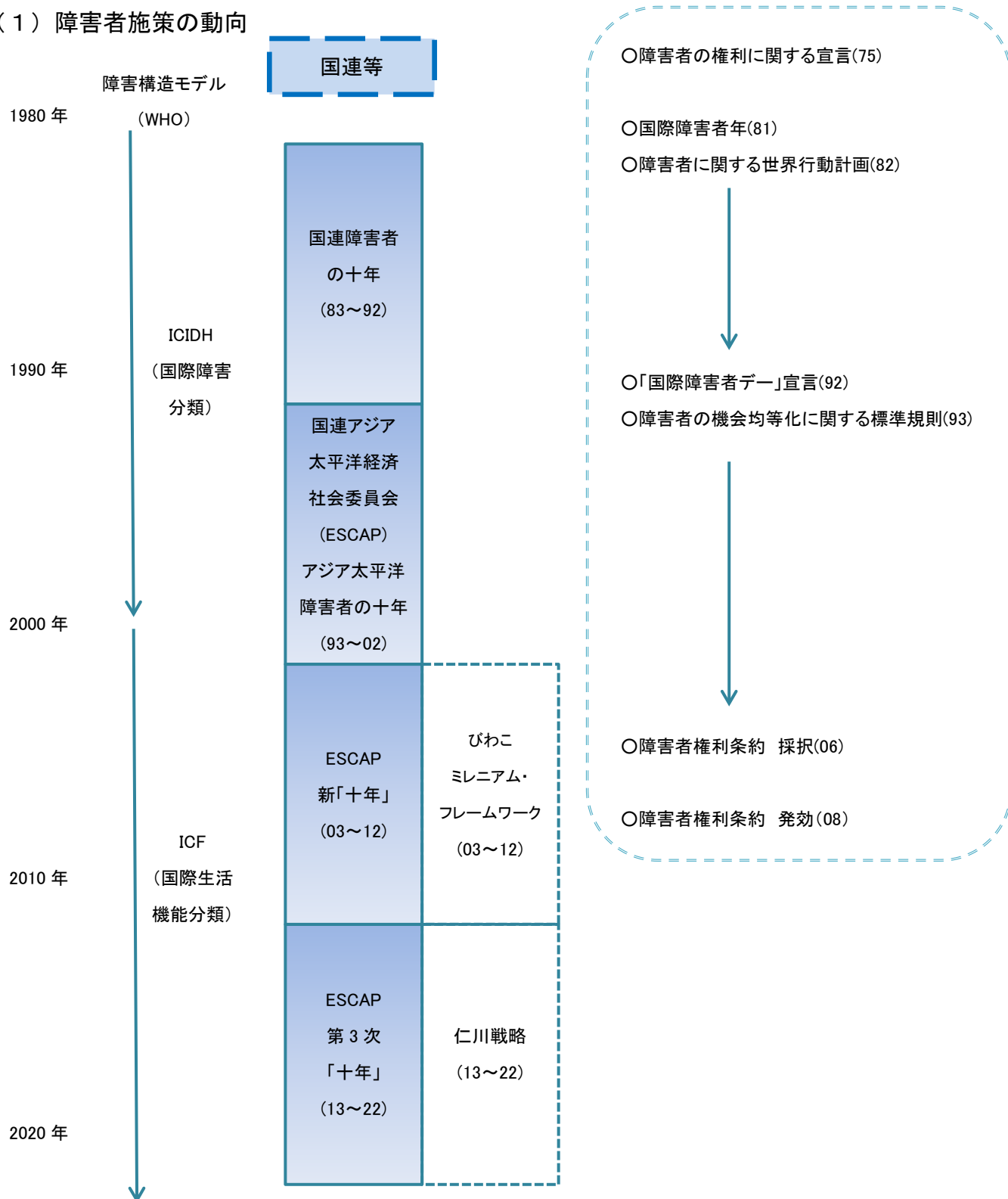
なお、上記の考え方は、平成29年3月31日付けで国から示された、都道府県や市町村が第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を策定するにあたって即すべき事項を定めた「基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）」に基づくものです。

計画の作成（Plan）、実施（Do）、点検評価（Check）、改善（Act）の一連の流れにこのような指標等を位置づけることにより計画の推進を図る仕組みは、本市でも以前より導入しているところですが、上記の「成果目標」「活動指標」についての考え方を踏まえて、本計画においても「成果目標」および「活動指標」を設定することとします。

第2章 障害のある人および障害福祉の現況と課題

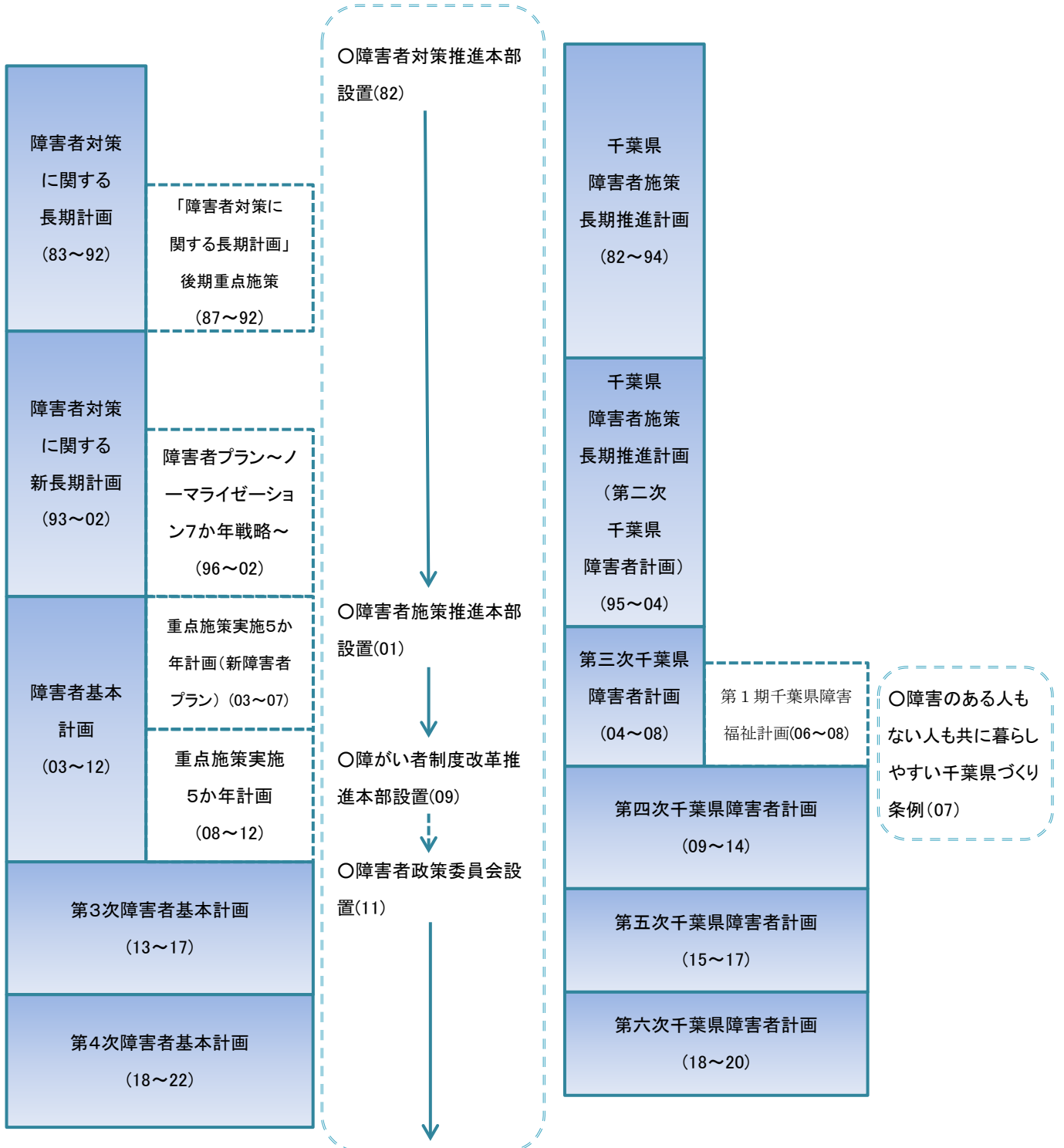
1. 障害者施策をめぐる内外の動き

(1) 障害者施策の動向

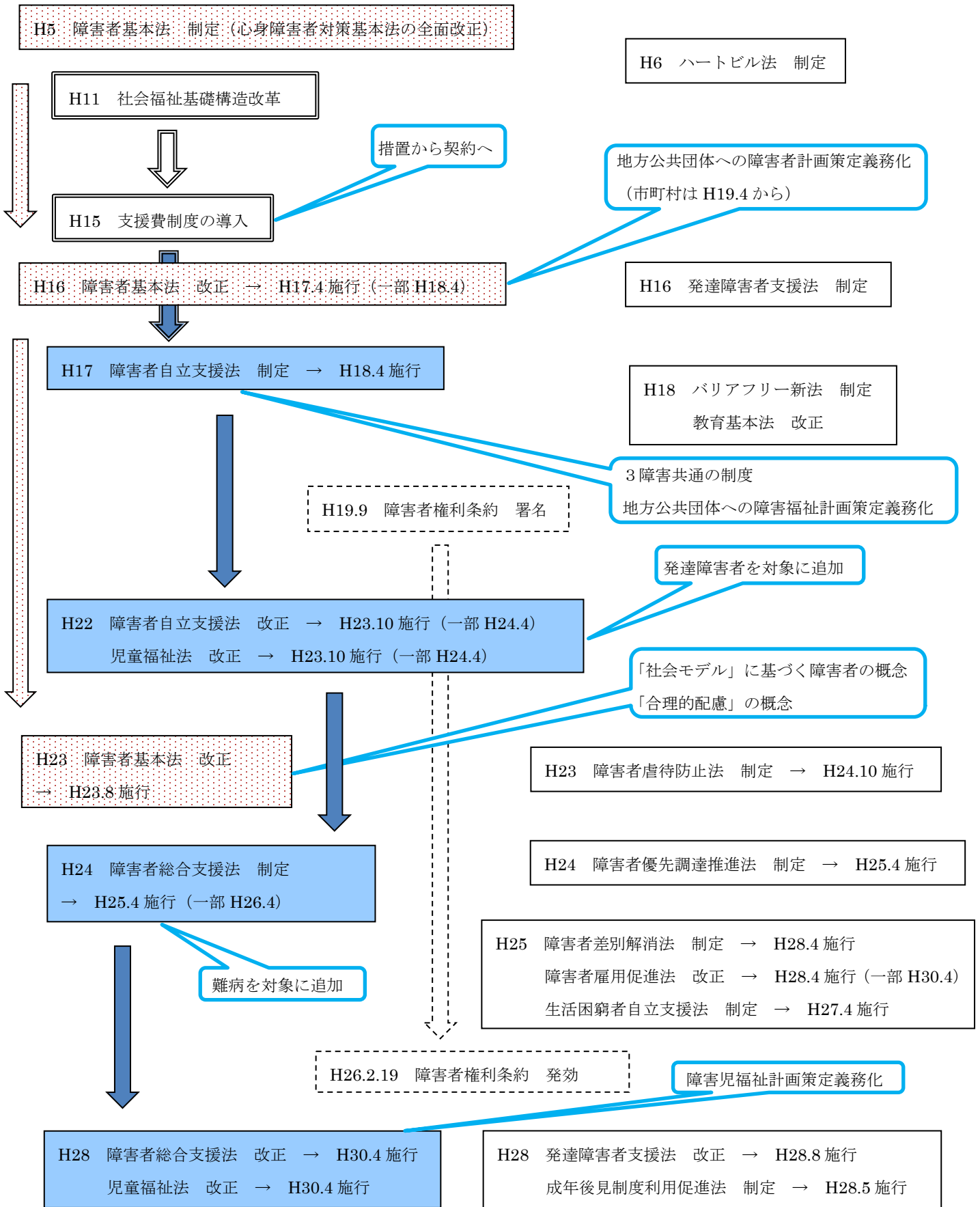


国の計画等

県の計画等



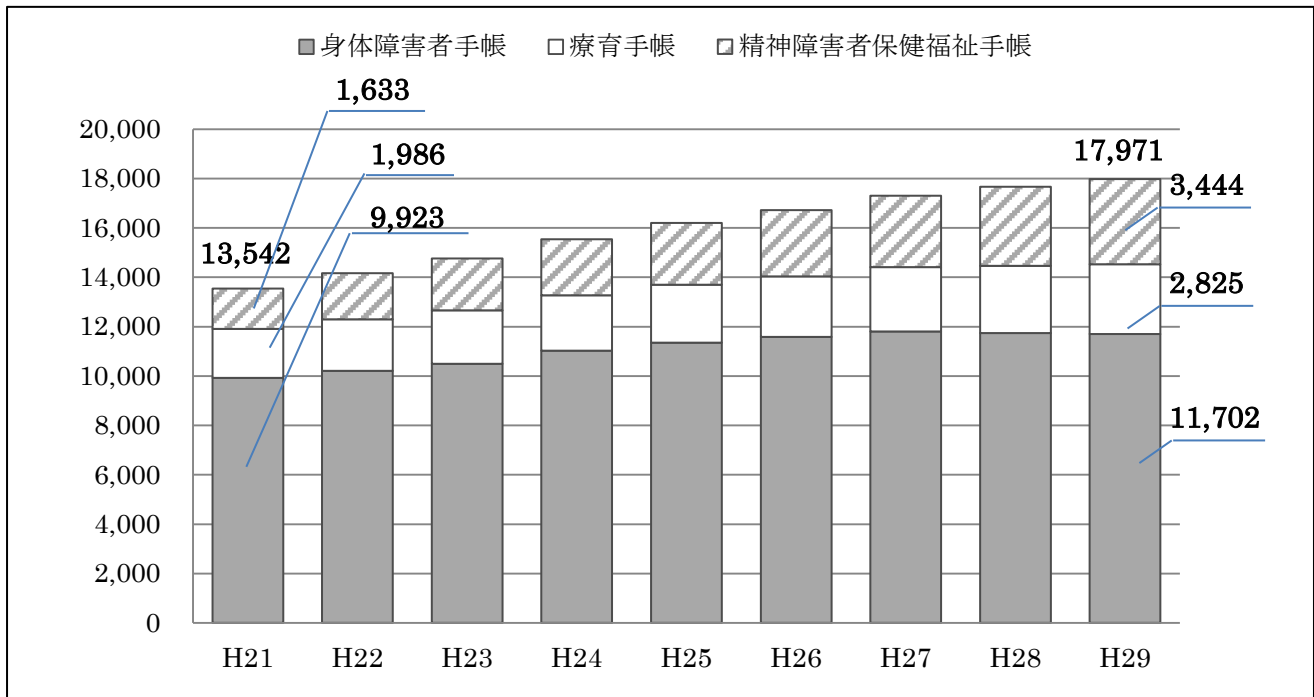
(2) 障害者施策に関する国内法等の変遷



2. 市川市における障害のある人の現況

(1) 手帳所持者数等の推移

手帳所持者数の推移



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
身体障害者手帳	9,923 (245)	10,212 (289)	10,497 (292)	11,018 (300)	11,348 (285)	11,575 (268)	11,807 (265)	11,736 (266)	11,702 (267)
療育手帳	1,986 (642)	2,077 (673)	2,164 (694)	2,243 (694)	2,343 (711)	2,454 (741)	2,604 (805)	2,725 (852)	2,825 (846)
精神障害者保健福祉手帳	1,633 (5)	1,874 (7)	2,100 (8)	2,268 (9)	2,502 (15)	2,686 (20)	2,888 (29)	3,196 (52)	3,444 (52)
合計	13,542 (892)	14,163 (969)	14,761 (994)	15,529 (1,003)	16,193 (1,011)	16,715 (1,029)	17,299 (1,099)	17,657 (1,170)	17,971 (1,165)

注1) 三障害ともに障害者の実数ではなく、手帳所持者数

資料：障害者支援課

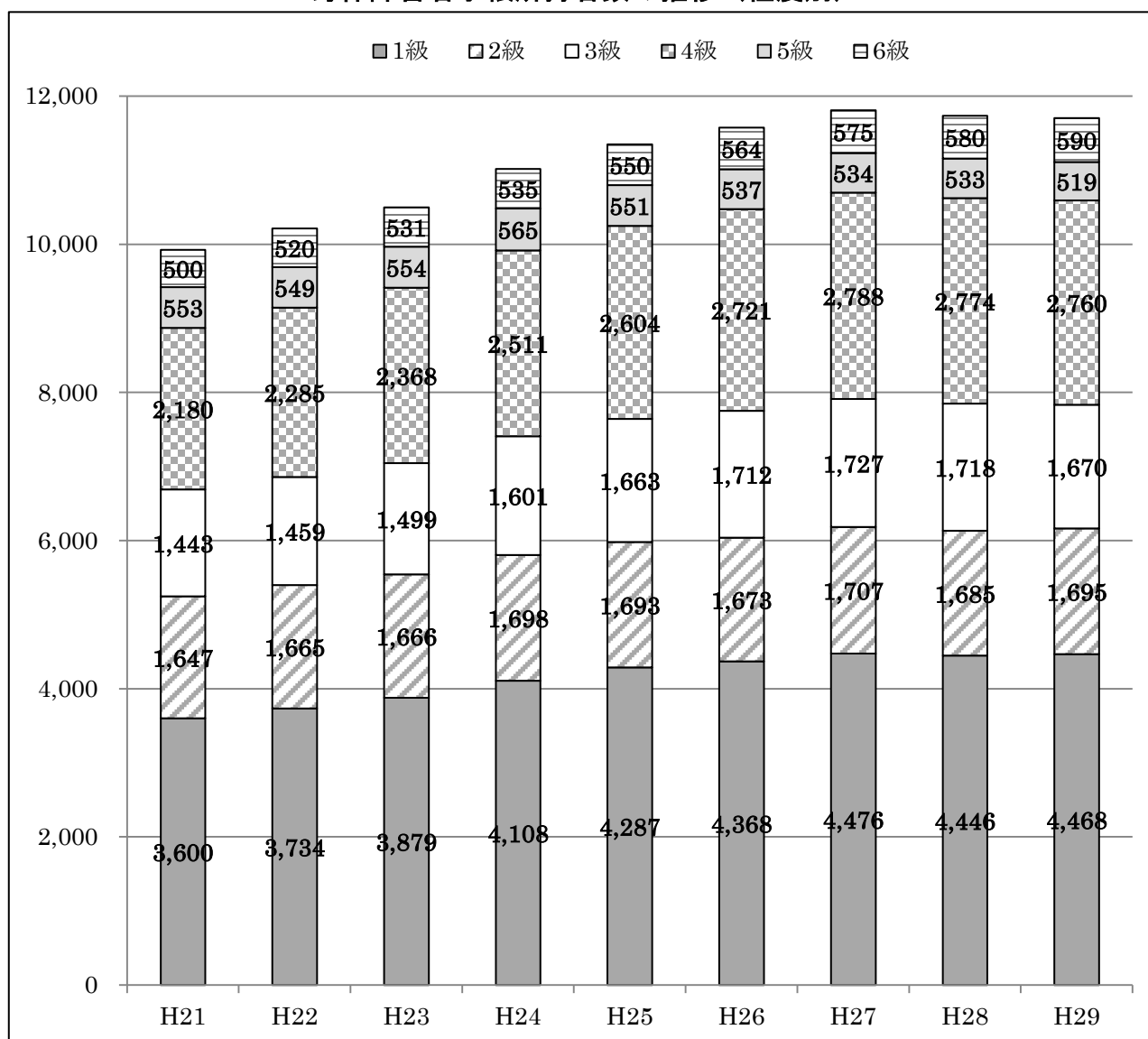
注2) ()内は18歳未満の数

手帳所持者が人口に占める割合（各年4月1日現在）

		H21	H25	H29
身体障害者手帳		2.0%	2.4%	2.4%
療育手帳		0.4%	0.5%	0.6%
精神障害者保健福祉手帳		0.3%	0.5%	0.7%
合計		2.7%	3.3%	3.7%
参考	市総人口	474,313 人	468,367 人	482,544 人
	市総世帯数	218,000 世帯	223,269 世帯	237,847 世帯
	平均世帯人員	2.18 人	2.10 人	2.03 人

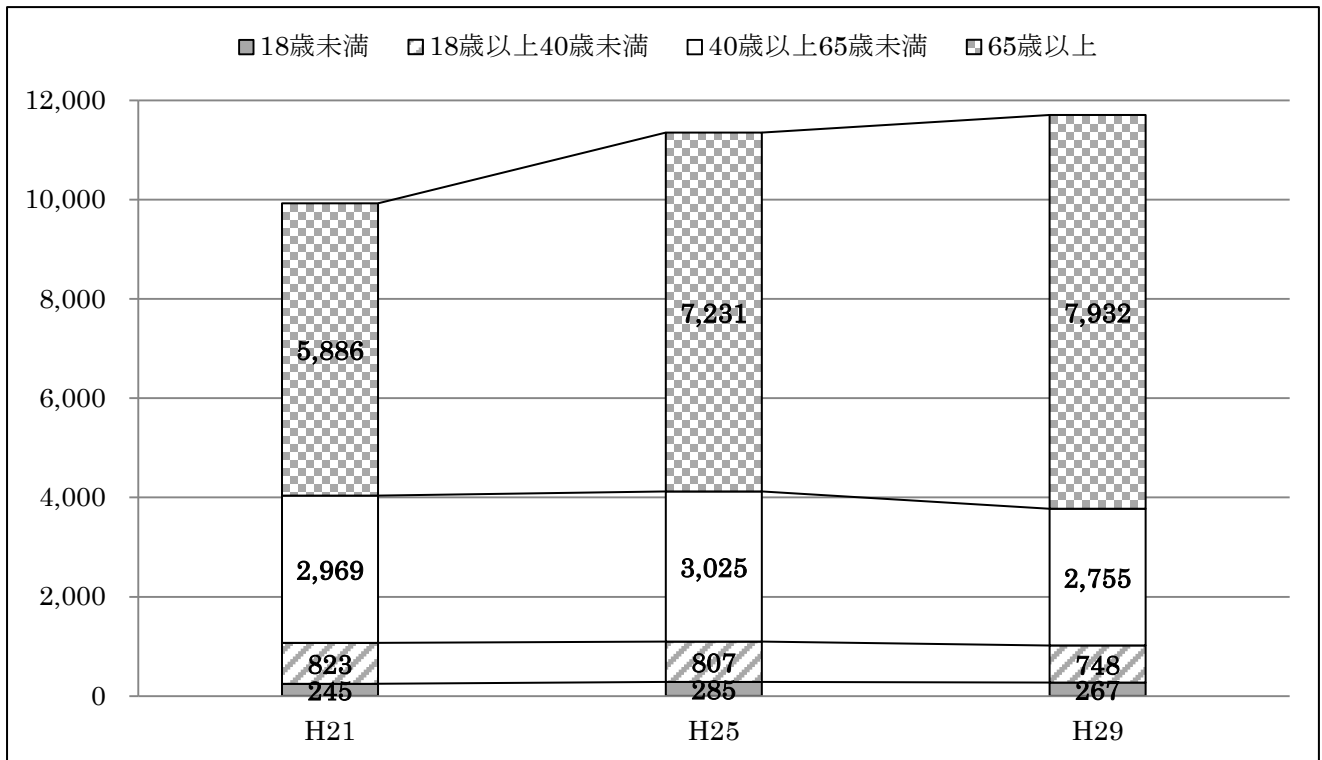
資料：総務課

身体障害者手帳所持者数の推移（程度別）



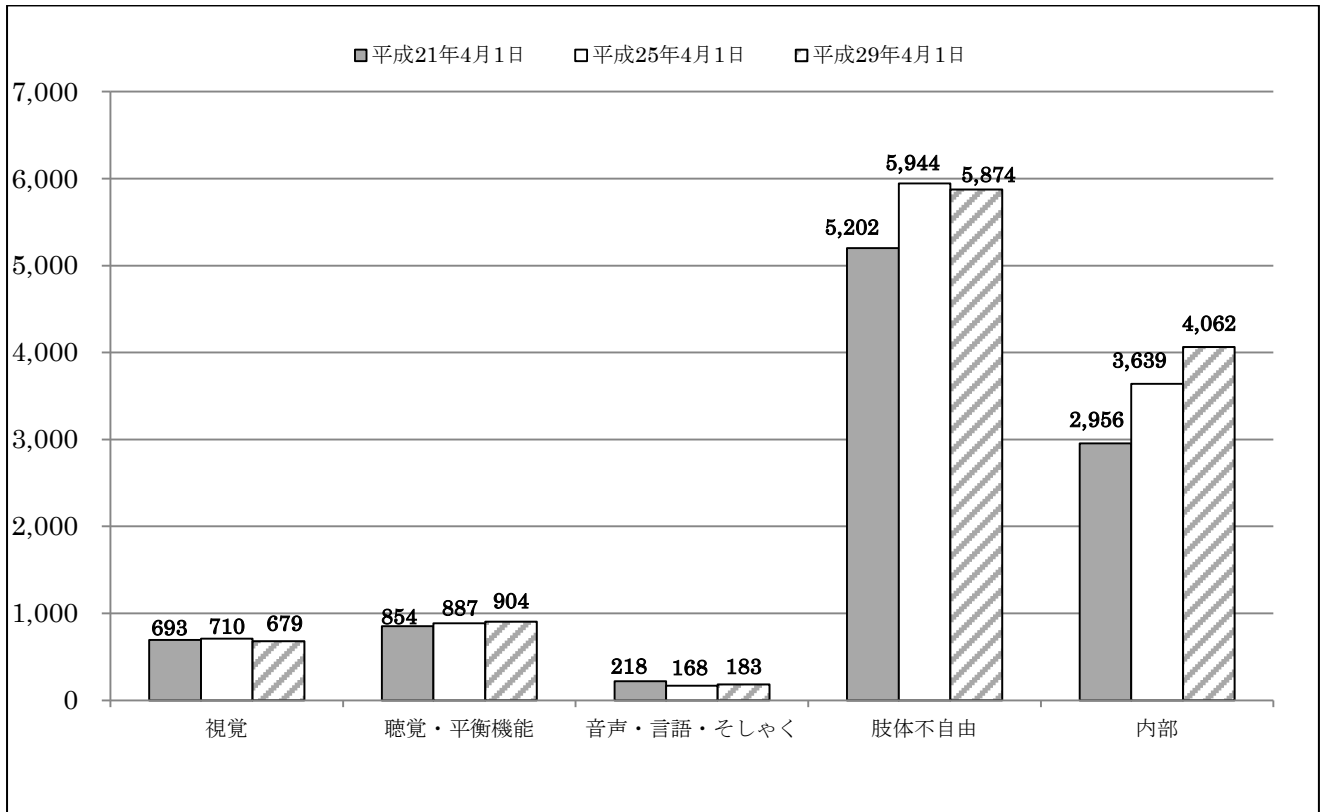
資料：障害者支援課

身体障害者手帳所持者数の推移（年齢層別）



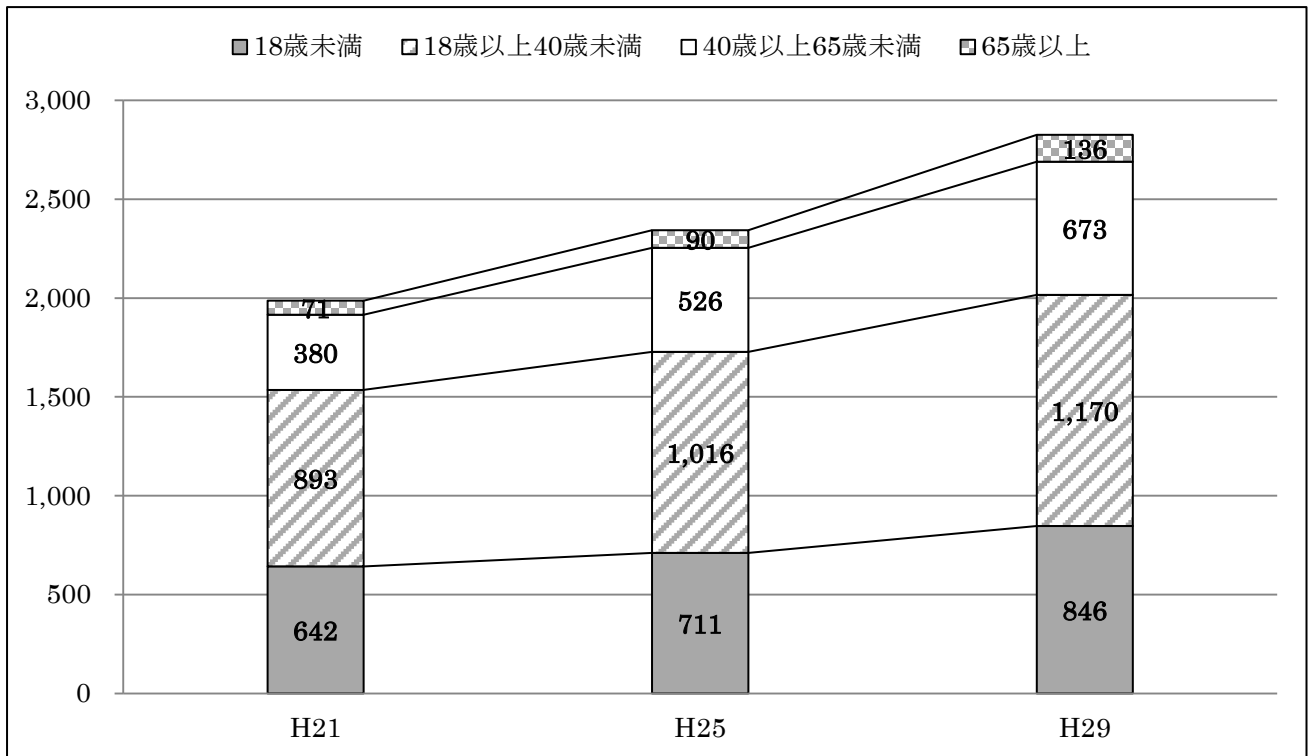
資料：障害者支援課

身体障害者手帳所持者における障害部位別人数



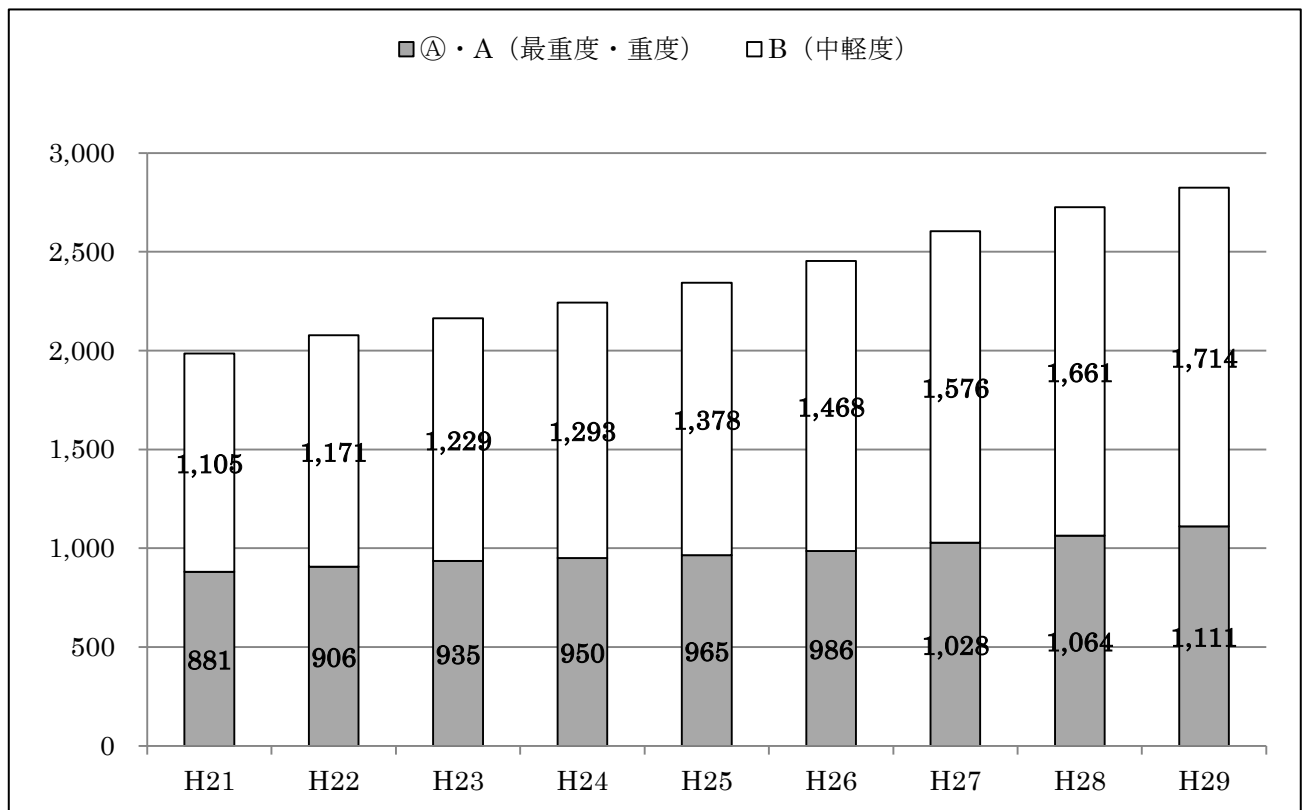
資料：障害者支援課

療育手帳所持数の推移（年齢層別）



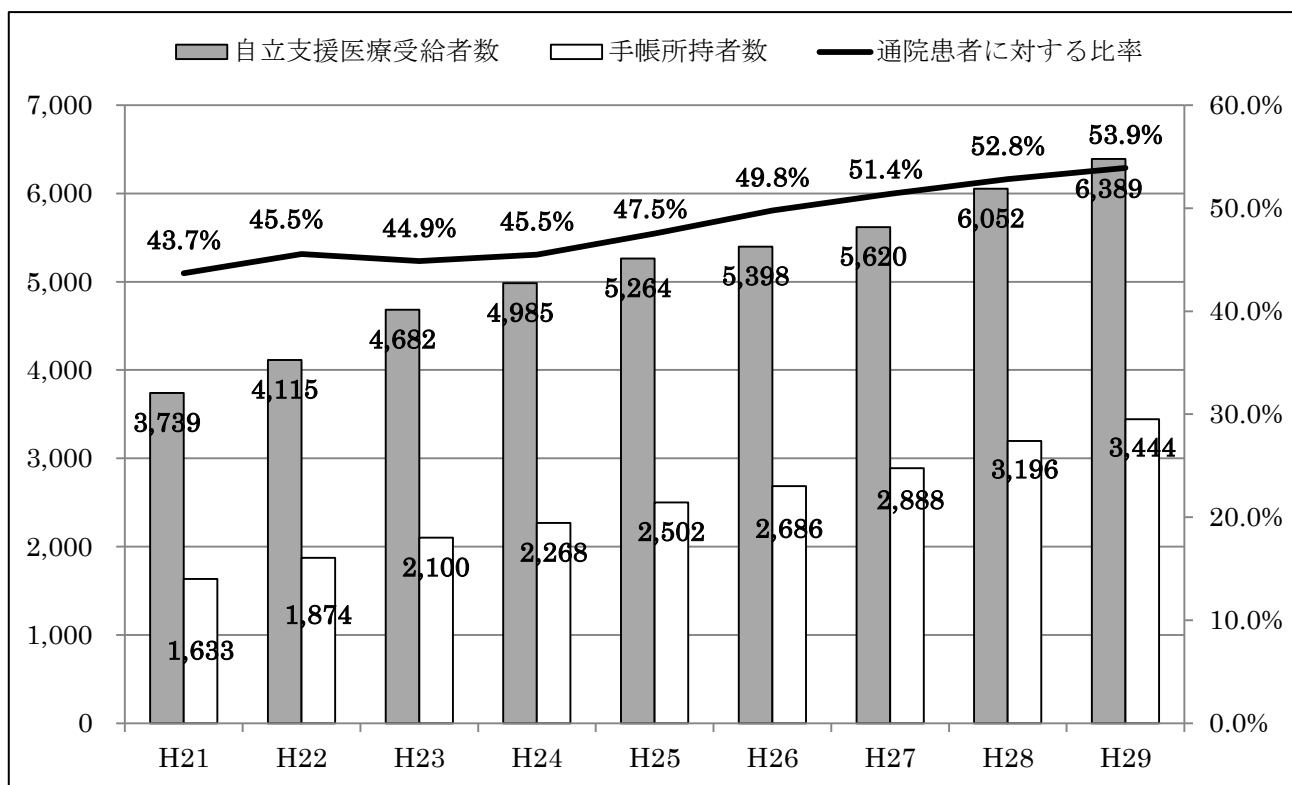
資料：障害者支援課

療育手帳所持数の推移（程度別）



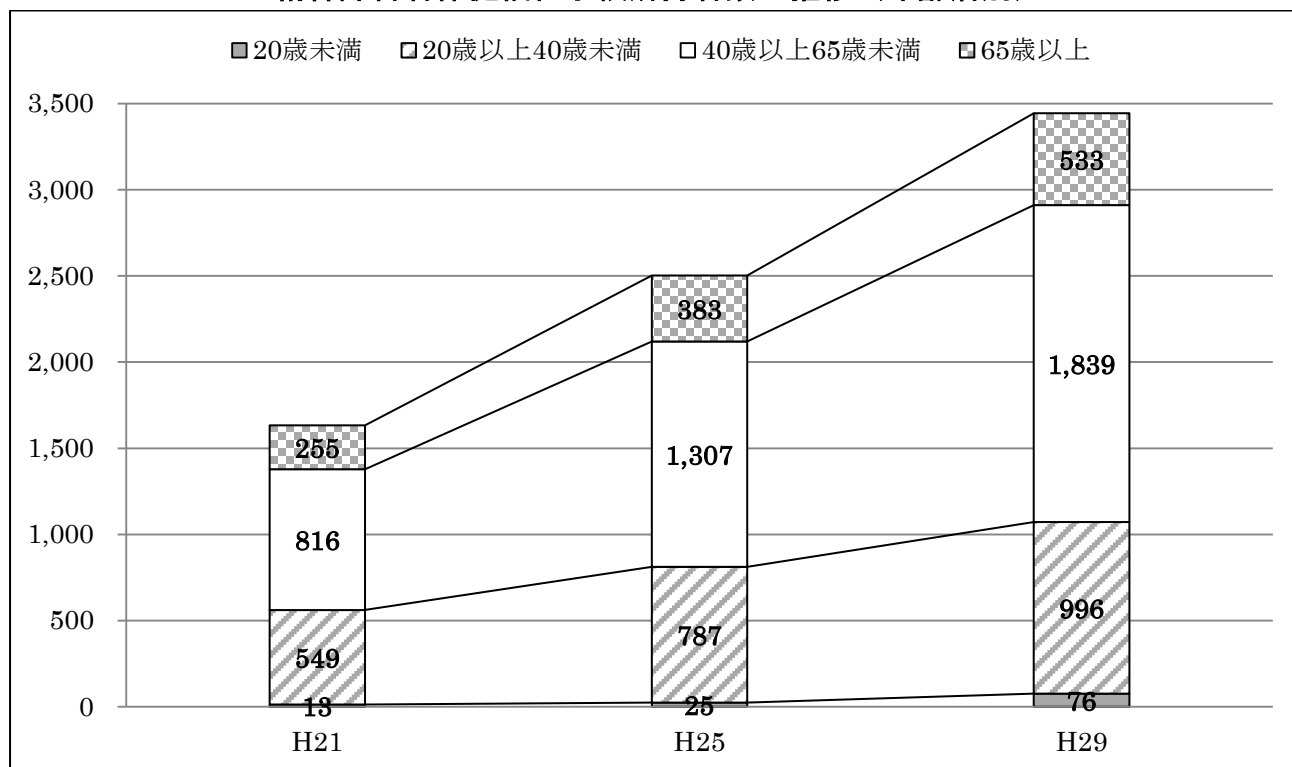
資料：障害者支援課

精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移



資料：障害者支援課

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢層別）



資料：障害者支援課

(2) 手帳所持者数の推計

	H21	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
身体	9,923	11,348	11,575	11,807	11,736	11,702	11,894	11,981	12,068
療育	1,986	2,343	2,454	2,604	2,725	2,825	2,900	3,004	3,107
精神	1,633	2,502	2,686	2,888	3,196	3,444	3,567	3,775	3,984
合計	13,542	16,193	16,715	17,299	17,657	17,971	18,361	18,760	19,159
総人口	474,313	468,367	470,285	474,340	478,542	482,544	—	—	452,543

注) 総人口の推計値は「総合計画」より

資料 : 企画部企画・広域行政担当

3. 第2次いちかわハートフルプランの総括

8月23日の第2回社会福祉審議会での報告
の後に記載予定

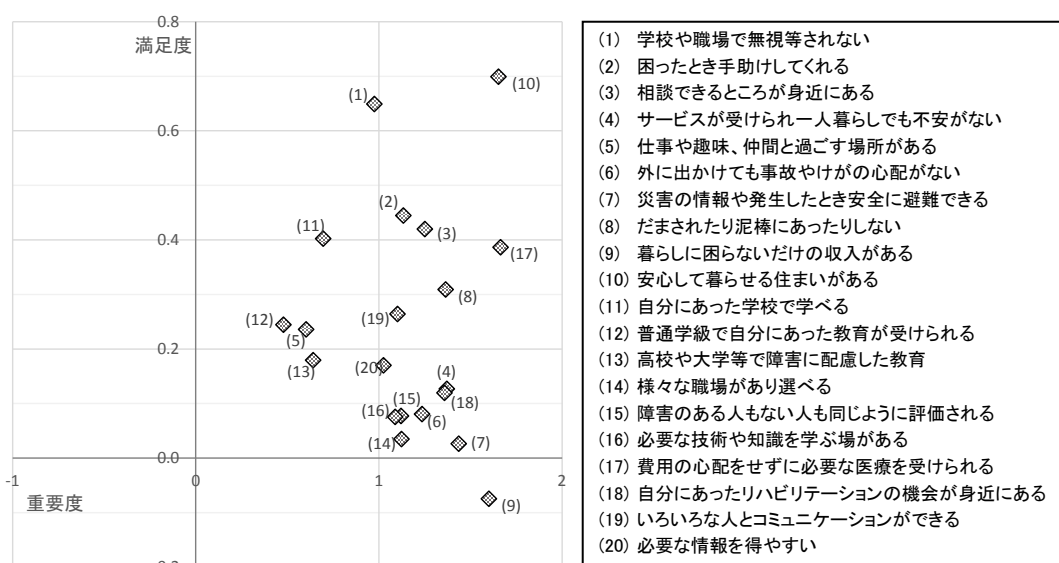
4. 障害者施策に対する市民の意識とニーズ

平成28年度に実施した「障害のある方々の暮らしと福祉の意識調査」(〇〇ページ参照)にみられた障害のある人や市民の障害者施策に対する意識、ニーズを質問の項目に沿って、以下のとおり整理しました。

(1) 生活環境について

① 経済の安定と医療、情報が確保され災害時も安心なまちづくりが求められている

障害のある市民¹に対する調査では、さまざまな生活環境の要素のなかで、“暮らしに困らないだけの収入があること”、“災害の情報が確保され安全に避難できること”、“費用の心配をせずに必要な医療を受けられること”について、主な障害の種類や年齢などの属性を問わず、ニーズが高くなっています。また、情報については災害にとどまらず、日常生活のなかで自分に必要な情報が確保できることも、高次脳機能障害、聴覚・平衡機能障害、難病のある市民でニーズが高くなっています。



注) 上記は各要素に対する5段階評価の結果を加重平均して交わった点を示します

② 就労機会の充実と定着への支援が求められている

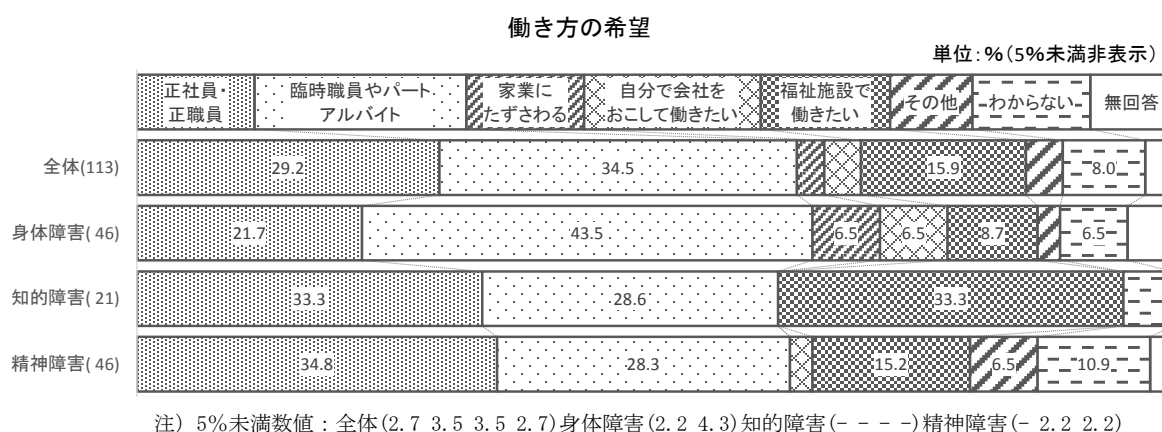
職場や学びの場は生活を支え、実りあるものとするために欠かせませんが、特に知的障害、精神障害のある市民では、“さまざまな職場が選べること”、“障害のある人もない人も同じように評価されること”、“必要な技術や知識を学ぶ場があること”など、職場・職業能力に関する事柄へのニーズが高くなっています。

障害のある市民の就労状況は、就労者の比較的多い身体障害のある市民でも、20～

¹ 身体障害者手帳所持者 1500 人、療育手帳所持者 500 人、精神障害者保健福祉手帳所持者 500 人

59歳の層でおよそ半数程度にとどまっています。知的障害のある市民では、20～49歳までの層で福祉施設で働く割合が4割程度、一般就労は2～3割であり、精神障害のある市民では、20～39歳までの層で福祉施設で働く割合が1割程度、一般就労で3～4割となり、10年前と比較すると1～2割向上しているものの、低い水準となっています。今後の意向として、全体的に正社員・臨時社員など一般就労の形で働けることが望まれています。

一方、知的障害のある市民では、生活環境の要素として、仕事や趣味、仲間と過ごす時間があることへのニーズが高く、就労機会においても、仲間と一緒に働ける福祉施設が多く希望されています。



(2) 福祉サービスについて

① 生活支援、日中活動の場に対する利用意向が高い

現在、提供されている具体的なサービスについては、利用者の満足度は比較的高くなっていますが、今後の利用意向には障害の特性に応じた一定の傾向があります。

身体障害のある市民では、補装具の交付・修理や日常生活用具の給付・貸し出しなどのほか、自立訓練や居宅介護の利用が高くなっています。知的障害のある市民では、レスパイトサービスや移動支援などの介護者の負担軽減につながるサービス、福祉施設における自立や職業技術の訓練などの本人の日中活動サービスが現在よく利用されており、今後の利用希望も高くなっています。また、グループホーム、ショートステイは今後の利用希望が高く、住まいの確保と介護者支援のサービスの充実が求められています。また、精神障害のある市民では、相談窓口・ケースワーカーが現在よく利用されているとともに、今後の利用意向も高く、一層の充実が求められています。

サービス利用の現況と今後の希望

(%)

		身体障害者		知的障害者		精神障害者	
		現在	今後	現在	今後	現在	今後
訪問	(1)居宅介護(身体介護)	6.5	2.2	2.2	2.6	5.8	1.3
	(2)居宅介護(家事援助)	6.6	3.3	1.5	3.0	8.8	4.6
	(3)居宅介護(移動介護)	3.8	1.3	3.3	3.3	2.9	1.3
	(4)重度訪問介護	1.8	0.2	0.4	0.4	1.7	0.4
	(5)同行援護	3.0	1.5	1.5	2.6	3.3	1.3
	(6)行動援護	2.2	0.7	2.2	3.3	2.5	2.1
日中活動	(7)生活介護	5.3	1.3	14.1	5.9	5.8	1.3
	(8)自立訓練(機能訓練)	7.1	3.2	7.1	3.0	5.8	0.8
	(9)自立訓練(生活訓練)	3.6	1.0	7.8	4.1	7.5	2.9
	(10)就労移行支援	1.5	0.2	3.0	3.3	7.9	5.4
	(11)就労継続支援A型	1.6	0.3	2.2	2.2	4.6	5.0
	(12)就労継続支援B型	1.7	0.2	13.8	6.7	7.9	3.3
	(13)療養介護	1.6	1.3	1.5	0.7	1.7	0.8
	(14)短期入所(ショートステイ)	3.9	2.4	12.6	16.0	3.3	2.1
(15)地域活動支援センター	3.8	1.4	6.7	5.6	11.3	7.1	
居住	(16)共同生活援助(グループホーム等)	2.3	1.0	7.4	14.5	3.8	3.3
	(17)入所施設	5.2	4.1	5.9	8.6	3.3	2.9
支相談	(18)計画相談支援・障害児相談支援	3.7	2.1	22.3	12.3	10.8	4.2
	(19)地域移行支援	2.9	1.6	5.9	5.6	4.2	1.7
生活支援	(20)相談窓口・ケースワーカー	6.0	3.5	4.1	7.1	16.3	7.1
	(21)手話通訳者や要約筆記者の派遣サービス	2.4	0.6	-	-	1.3	0.4
	(22)日常生活用具の給付や貸し出し	6.5	2.4	1.9	2.2	2.5	1.3
	(23)補装具の交付・修理	10.0	3.3	6.3	3.7	1.3	0.8
	(24)自動車免許の取得等にかかる費用の助成	2.0	0.9	0.4	1.1	1.7	1.7
	(25)リフト付きワゴン車の貸し出し	0.8	1.2	0.7	-	0.8	0.8
	(26)緊急通報システム	2.4	2.9	0.4	1.1	2.1	2.5
	(27)レスパイトサービス	1.4	0.7	14.9	6.7	2.5	0.8
	(28)移動支援	3.7	2.4	22.3	14.9	3.8	2.9
(29)日中一時支援	2.5	1.5	16.0	10.4	2.1	2.1	
障害児	(30)児童発達支援	1.6	0.5	9.7	3.3	0.8	-
	(31)放課後等デイサービス	1.4	0.5	17.5	7.4	1.7	-
	(32)保育所等訪問支援	0.7	0.1	-	0.7	0.8	-

(3) 権利、社会の理解について

① いじめや差別などの問題解決には、相談の充実、社会の理解が重要とされている

障害のある市民の2割は、障害のために仕事や就職をあきらめたり、がまんしたりしたことがあり、異性との付き合いや結婚についても、障害のある市民の1割が妥協の経験があるとしています。権利が奪われたと感じることとして、障害を理由にしたいじめや差別、入学や入社拒否、施設への入所・入院の強制などが挙げられています。

こうした問題の解決のために、障害のある市民の6割が、助言してくれる相談窓口や法的な相談などの充実を求めているほか、必要に応じて調査や指導を行う制度の充

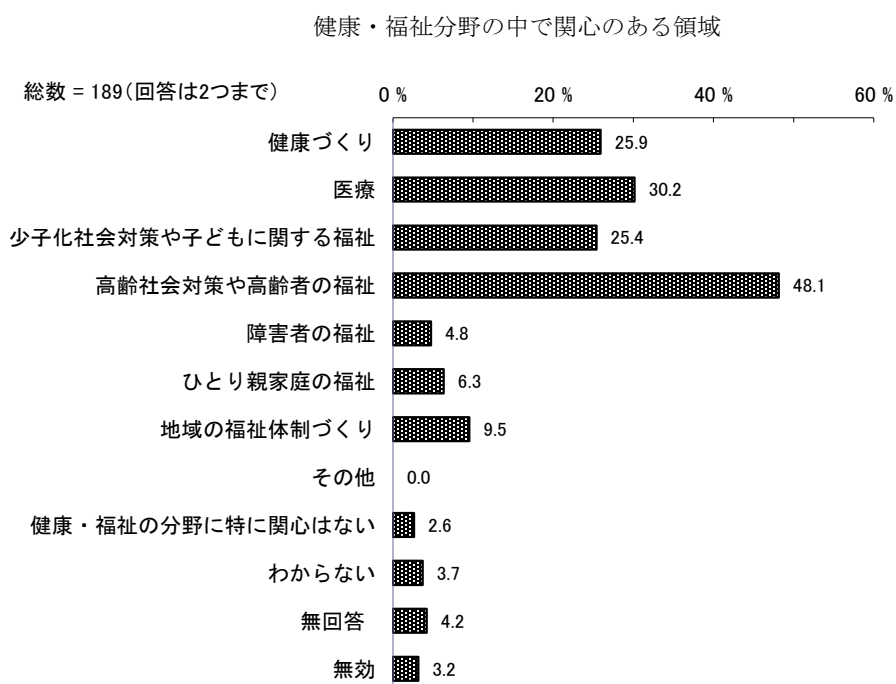
実などが必要としています。また、障害のある市民の 2 割が、障害者の権利についての社会意識を高めることが必要としています。

(4) 市民の関心について

① 手帳を所持しない市民の障害者福祉に対する関心は相対的に低く、障害者支援の活動に参加したことがある割合は 3 割程度

手帳を所持しない市民²を対象にした意識調査の結果によれば、健康・福祉の分野において関心のある領域として、障害者の福祉を挙げる割合は少なく、また、近所づきあいや学校、職場などで障害者となんらかのかかわりのある市民の割合も低くなっています。障害者を支援する活動の経験のある市民の割合は 3 割程度ですが、その多くは募金への協力であって、直接のコミュニケーションが必要となる活動（福祉施設の催しへの協力、交流活動への参加、介助などの活動）については 5%前後となっています。

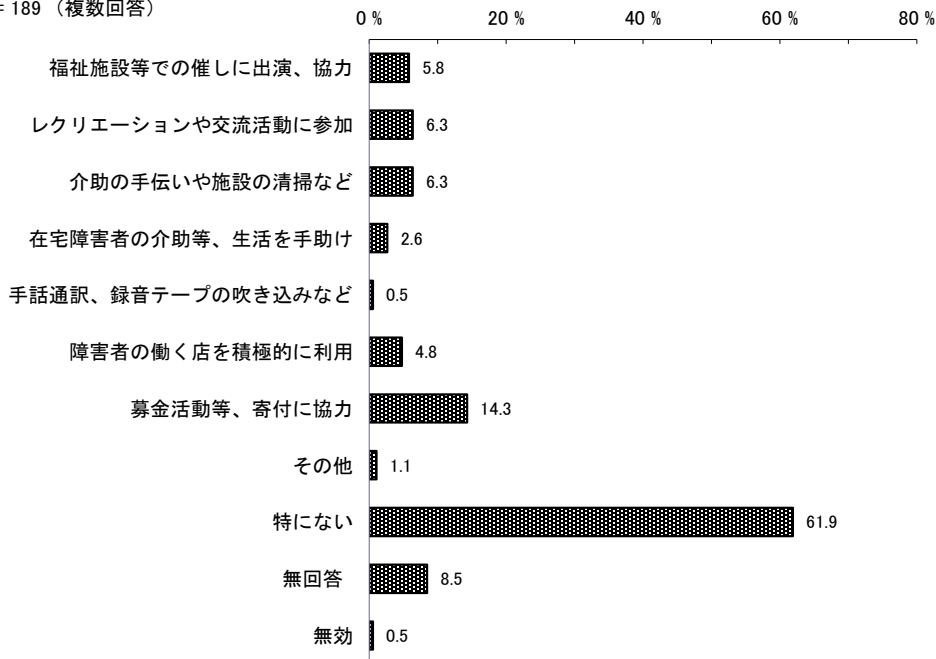
また、困っている障害者に対して積極的に声をかけて手助けするようにしている市民は全体の 2 割程度であり、市民の多くは、これまでにそうした機会はない、または、求められれば手助けするとしています。ただし、障害者支援活動の経験のある市民は、困っている障害者に対して積極的に声をかけて手助けするようにしている割合が高く、実際にふれ合う場や機会があることが理解や助け合いの充実に有効であることが示されています。



² 16 歳以上の障害者手帳を所持しない市民 500 人

参加したことがある障害者支援活動

総数 = 189 (複数回答)



(5) ノーマライゼーションの実現について

① 働く場、社会の理解についての必要性は、障害の有無に関わらず重視されている

障害のある人もない人も自立して共に社会に参加し、自分らしく生きることのできる社会を実現するために必要なこととして、障害のある市民からは、就業や教育の場から医療、住まい、社会の理解や交流、手当にいたるまで、多岐にわたる取り組みがまんべんなく行われることが重要とされています。なかでも、“働く場を増やすこと”、“安心して相談できるところを増やす”、“障害者を手助けする人材を育成すること”、“障害者に対する市民の理解を深める”などが上位に挙げられています。

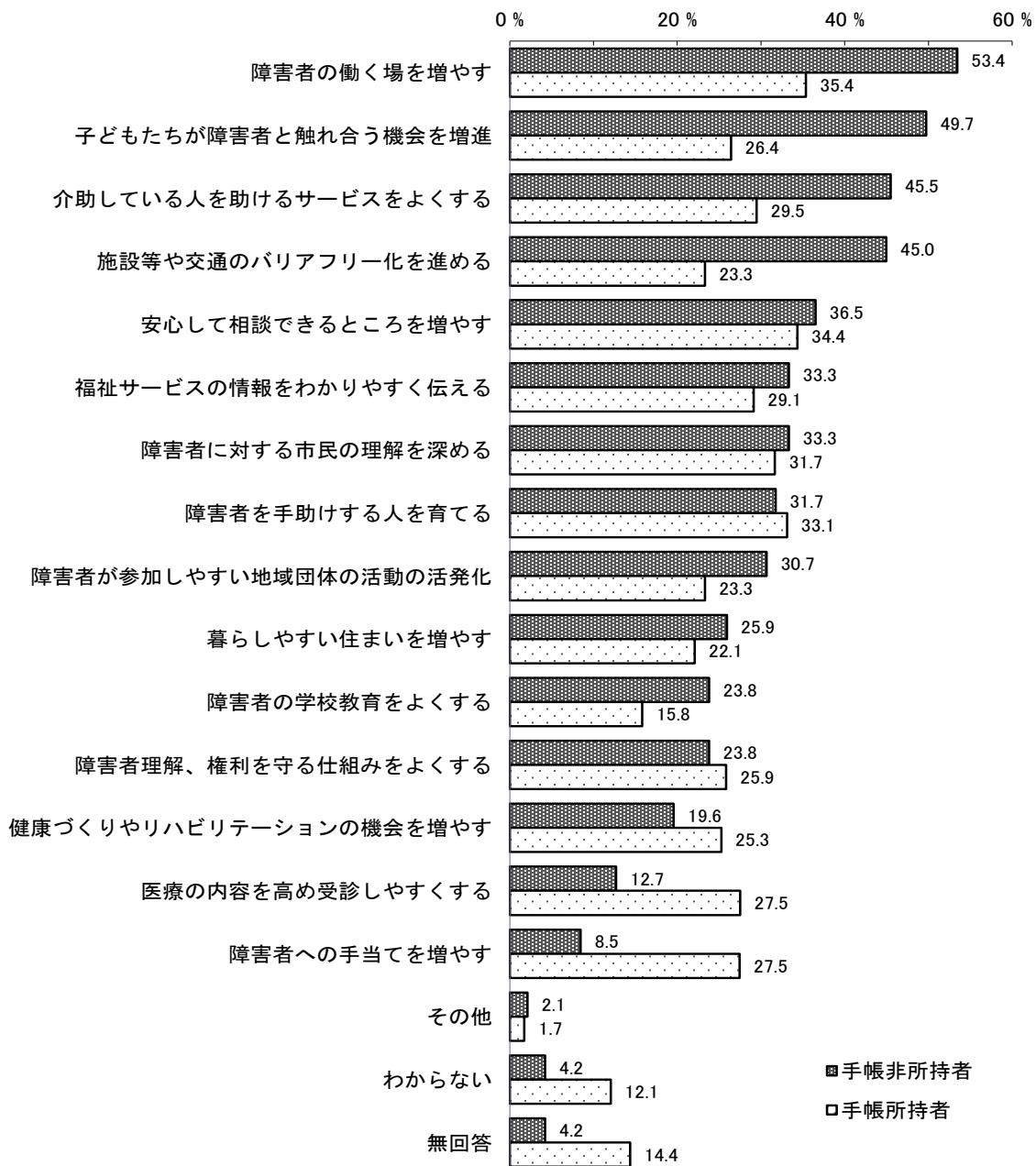
一方、障害者手帳を所持しない市民では、“働く場を増やすこと”、“こどもたちが障害者について学んだりする機会を増やすこと”、“介助している人を助けるサービス”、“まちのバリアフリー化”などが重視されています。特にバリアフリー化の問題点としては、物理的な面では歩道や公共交通機関の使いにくさ、社会的な面では障害者の雇用に関わる企業や役所の取り組みの不足、障害のある児童のための学校や指導者の不足、心理的な面では無関心、心ない言葉や態度が挙げられています。

障害の種類別にみると、別の設問では知的障害者と精神障害者で“近所付き合い”にやや消極的な傾向がありました。この設問などとも合わせてみると、回答者の多くが介助者の知的障害者では、「親としては自立を望んでおり、そのためには社会の理解が不可欠だと思っているが、現実がそうになっていない」といった意識がうかがえます。また、本人が多い精神障害者は、「自立したいが、健康状態(病状)や対人関係に自信がなく、社会との付き合いにも積極的になりにくい」といった意識が見えます。

一方、手帳を所持しない市民は、全般的に障害者福祉に対する関心はまだ高くなく、この設問でも“働く場”や“こどもの教育”、“バリアフリー化”などが上位にあり、やや実感の薄い“他人事”としての意識がうかがえます。

障害のある人を特別視せず、社会の一員として自然に受け入れられる地域づくりが重要であり、障害への理解を醸成するため、こどもの頃からの福祉教育や体験などの市民意識づくり、日常的な近所付き合いの醸成など、施設やサービス面以外で取り組むべき課題は多いと言えます。

ノーマライゼーションの実現のために重要なこと



5. 障害者団体へのヒアリング

平成29年4～5月にかけて障害者団体に対し、次期障害者計画策定に向けたヒアリングを行いました。その結果について、以下のとおり整理しました。

(1) 災害対策・緊急時の対応

- ・避難場所のわかりやすい周知
- ・福祉避難室の設置
- ・避難所での目で見える情報の充実
- ・福祉用具の備蓄
- ・カメラを通して手話通訳者が支援する遠隔手話通訳システムの導入
- ・総合防災訓練実施に対する当事者の意見の反映
- ・事業所での避難訓練の充実

(2) 情報提供・情報保障

- ・千葉県手話言語等普及の促進に関する条例、千葉県の情報保障ガイドライン（改訂版）、意思疎通支援事業実施モデル要綱の計画への明記とその内容の記述
- ・行政における相談先の明確化
- ・文字情報を提供する電子標識の設置
- ・点字資料での資料の提供
- ・ICT（情報通信技術）の普及
- ・各施設における磁気ループやOHCの整備

(3) 高齢化・親亡き後

- ・計画策定にあたっての知的障害者数の年代ごとの把握
- ・成年後見人への報酬が負担
- ・成年後見制度におけるトラブルへの対応の遅さ
- ・福祉サービス未利用の方の高齢化に伴い、丁寧な相談支援が必要
- ・障害福祉サービスと介護保険サービスの併用について計画に明記
- ・親亡き後のサービスとしてのグループホームと就労支援が必要
- ・親亡き後への早期からの対策（引きこもりの掘り起こしなど）が必要

(4) 市川市の環境

- ・道路や歩道の狭さ、段差、歩行を妨げる電信柱等に対応した整備が必要
- ・点字ブロックの補修や整備や点字ブロック上の自転車などの放置への対応
- ・音声案内信号の増設
- ・オストメイト機能に特化したトイレの増設と設置場所がわかるマップの作成

(4) 施設・サービス

- ・ 中途障害者の専門施設が必要
- ・ 公的なセーフティネットとして、緊急時の病院での受け入れの確保
- ・ 医療的ケアに対応する日中活動の場の充実
- ・ 教育分野と障害分野が一体となって支援できる療育センターが必要
- ・ 基幹相談支援センターの増設
- ・ 地域生活支援拠点事業の整備
- ・ 総合的な支援機関の充実
- ・ グループホーム、泊まる場の整備
- ・ 市南部における短期入所の新設
- ・ 同行援護、移動支援、日中一時支援、レスパイト、通院同行の充実

(5) 計画相談

- ・ 相談支援専門員の数の確保
- ・ 手話や重症心身障害児者にも対応できる相談支援専門員の養成
- ・ 就労系のサービスのみの利用者や障害児相談支援における、セルフプラン率の高さ

(6) 交流・外出

- ・ 障害者が集まれる場・居場所が必要
- ・ 高齢障害者の外出を促すイベントの開催
- ・ スポーツのイベントなどに参加することでの一般の人との交流の促進
- ・ うつ病やギャンブル依存、アルコール依存の自助グループの構築

(7) 医療

- ・ 医療機関の少なさにより必要な診断などが受けられない現状
- ・ 医療機関を選択するための客観的な判断材料の少なさ
- ・ 医療機関との連携の促進
- ・ 視覚の分野における研究の促進

(8) 虐待防止

- ・ 虐待の解決方法の計画への記載
- ・ 虐待防止について研修の実施

(9) 人材

- ・ 人材不足が慢性化
- ・ 人材確保と育成を行政が行うことを計画に明記

(10) 就労

- ・ジョブコーチによる就労支援と定着支援の充実
- ・就労支援機関による定期的な連絡や職場への巡回が必要
- ・チャレンジドオフィスや福祉的就労の拡大
- ・スキルアップに伴う賃金のベースアップを企業に対して指導
- ・有期労働契約を5年以上更新すると無期契約となることから、契約打ち切りになる、非正規雇用の不安定さ

(10) 理解・啓発

- ・失語症などの認知度が低い障害の啓発
- ・小学校における障害理解を深める授業の実施
- ・街なかにおける心のバリアフリー
- ・精神障害に対する偏見の解消
- ・障害に対する理解は偏見を持つ人と理解のある人の両極端である現状
- ・理解を得るには当事者からの発信も必要
- ・盲導犬の入店を断られることが多い現状

(11) 児童・教育

- ・スマイルプランの普及・活用が不十分
- ・知的障害児、重症心身障害児に対応できる専門性を有した教員の不足
- ・福祉と教育の連携が不十分
- ・親にも障害がある場合の親への支援の充実
- ・市川市特別支援教育推進計画を具体的に障害者計画に記載
- ・特別支援教育連携協議会における議論の活性化や計画への意見の反映
- ・放課後等デイサービスの専門性の向上
- ・発達障害者について、手帳所持者と非所持者が混在すること、対応の遅れ

(12) 精神障害者への支援

- ・初期対応を大切にしたい。
- ・精神科の受診をしやすくする工夫が必要
- ・当事者だけでなく、家族に対する支援も必要
- ・医療と連携して住居支援を行う必要

(13) 制度・要綱の整備

- ・現行の意思疎通支援事業実施規則は対象と範囲が曖昧
- ・市川市地域生活支援事業実施規則と手話通訳派遣事業は切り離して整備が必要
- ・手話通訳派遣事業のルールの見直しや柔軟化
- ・緊急時の送迎での利用など移動支援の利用方法の柔軟化

- ・日常生活用具の給付品目の見直し
- ・重症心身障害児者における制度外の宿泊の予算化を希望

(14) その他

- ・本人の意思に沿った支援の実施
- ・アウトリーチ・同行・訪問による支援の実施
- ・施設使用料の減免の強化と手続の簡素化
- ・ピアカウンセリングの積極的な開催
- ・「心のバリアフリー」、「幸せを実感できる社会」、「多様性を認め合う」、「誰もが社会を創る」、「市民を守る」といった文言を計画の基本理念に追加
- ・グループホーム入居希望リストがあることと活用方法を計画に明記

6. 自立支援協議会からの課題

9月20日開催予定の第3回障害者福祉専門
分科会の後に記載予定

7. 課題のまとめ

第2章の3～6が揃い次第、記載予定

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の理念

【理念】

「このまちで共に生きる」

—多様性を認め合う、自ら選択・決定する—

私たちは、障害のある人³もない人も、こどもも高齢者も、それぞれ異なる性別、文化、歴史、背景や経験を持つ市民同士が一人ひとりの多様性を尊重し、共に支えあい、認め合う社会を実現します。

障害のある人もない人も、住み慣れた地域のなかで、一人ひとりが自らの意思で主体的に、尊厳を持って生活を営む権利があります。

すべての場面における障害のある人の参加の権利を確保し、一人ひとりが地域社会の一員としての役割を担うことのできる社会づくりを推進するために、都市、制度、文化、情報、意識などのあらゆる面で障害のある人の社会参加における障壁をなくし、合理的配慮による選択と自己決定のできる環境を充実させる必要があります。

本計画では、最も基本となる理念を以上のように「このまちで共に生きる」と定め、計画を推進します。

³本計画における“障害のある人”の範囲は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者だけでなく、手帳を所持しない発達障害、高次脳機能障害、難病の方なども含め、日常生活や社会生活を送る上で何らかの障害を有するすべての市民を対象とします。

2. 計画の将来像

市川市の基本構想では、まちづくりの基本理念として、生涯を通して誰もが一人の人間として夢や生きがいを持って安心して生活できるよう、思いやりや慈しみの心のもとで、すべての人を認め合う「人間尊重」などの理念を基本に、まちづくりの将来都市像として「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を掲げ、この将来像に向かって様々な施策を推進しています。

こうした基本構想に掲げる理念や将来像を踏まえ、本計画では、計画の基本的な理念である「このまちで共に生きる」を実現できる地域社会をつくる上で、以下のような“将来像”を掲げます。

【将来像】

「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、
安心して暮らせるまち」

—全国でも指折りの“障害のある人が住みやすいまち”を目指して—

3. 計画の基本目標と施策推進の方向

(1) 基本目標

市民の意識やニーズ、現状における諸課題を踏まえた中で、将来像の実現に向けた基本目標を以下のように定めます。

① ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現

すべての障害のある人がその人らしい暮らしを実現できるよう、制度や仕組みの総合化とともに、障害の特性やライフスタイル、さらには本人や家族の高齢化への対応をも踏まえ、それぞれのライフステージに応じた切れ目のないきめ細かなサービスを展開します。また、その上で、障害のある人自らの教育や就労の機会の積極的な活用を促進します。

② 誰にとっても安心なまちの実現

道路や建物、交通機関の更なるバリアフリー化、災害時の支援体制の整備などを通じて、すべての市民が安全で快適に過ごせるユニバーサルなまちづくりを進めます。また、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、住居の確保に係る公的なセーフティネットの整備や身近な医療機能の充実、相談体制の整備、わかりやすい情報の提供に努めます。

③ 地域の理解と相互の支え合いの実現

地域や職場における障害に対する理解を深めながら、人々のつながりを促進します。また、全ての人々が、障害の有無によって分け隔てられることなく、地域や職場の一員として、相互に支え合う社会の実現を目指します。

(2) 施策推進の方向

基本目標の実現に向けて、以下のような分野別の方向に沿って施策を推進します。

① 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～

② 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～

③ 生活支援の充実 ～地域で暮らす～

④ 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～

⑤ 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～

⑥ 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～

⑦ 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

4. 各施策に共通する横断的視点

(1) 障害のある人等の意見の尊重と障害のある人自らの意思決定の支援

障害のある人は、自らの決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえ、障害者施策の策定・実施に当たっては、障害のある人及びその家族等の関係者の意見を聞き、尊重します。

また、障害のある人が合理的配慮により自らの意思を選択・決定し、その意思を表明できるように、相談支援・権利擁護体制の充実による意思決定の支援と、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

(2) 障害のある人を中心とした総合的な支援

障害のある人が各ライフステージを通じて、適切な支援が受けられるよう、保健・医療、教育、福祉、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。支援に当たっては、その人らしい暮らしの実現の観点に立って行うよう留意します。

(3) 障害特性等に配慮した支援

障害者施策の実施に当たっては、性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、きめ細かく対応します。

また、様々な障害の特性等について、より一層の理解が進むよう周知・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

(4) アクセシビリティの向上

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、様々な情報やサービス等に関する利用しやすさを示すアクセシビリティの向上を図ります。

あわせて、社会全体のユニバーサル化を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めると共に企業、市民団体等の民間団体の取組を積極的に支援します。

(5) 障害を理由とする差別の解消

障害を理由とする差別は、障害のある人のその人らしい暮らしの実現に深刻な影響を与えるものであるため、障害者差別解消法や障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に基づき、障害者団体を始めとする様々な団体との連携を図りながら、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

【理 念】

「このまちで共に生きる」

—多様性を認め合う、自ら選択・決定する—

【将来像】

**「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、
安心して暮らせるまち」**

—全国でも指折りの“障害のある人が住みやすいまち”を目指して—

【基本目標】

① **ライフステージを
通じたその人らしい
暮らしの実現**

② **誰にとっても
安心なまちの
実現**

③ **地域の理解と
相互の支え合い
の実現**

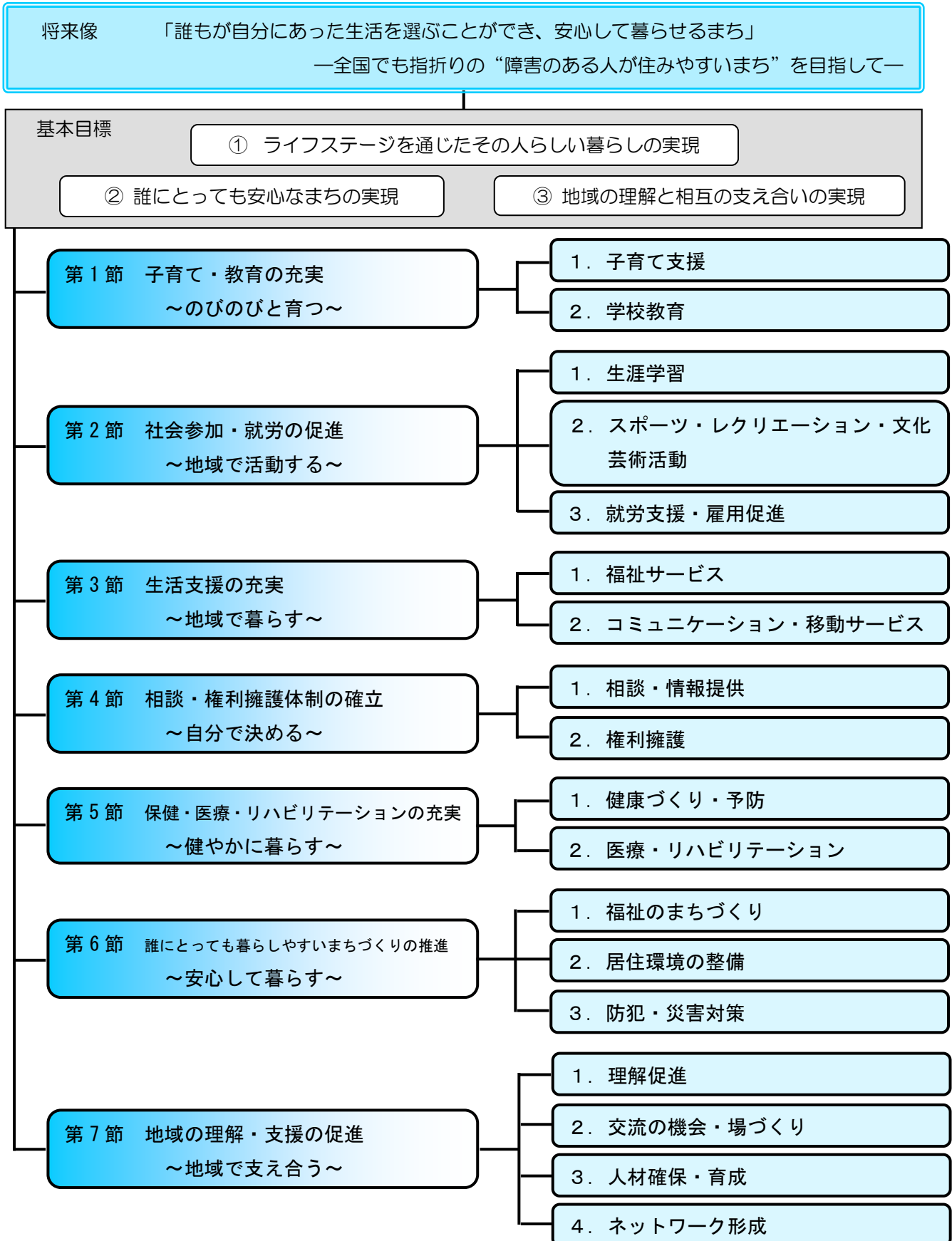
【各施策に共通する横断的視点】


- ① 障害のある人等の意見の尊重と障害のある人自らの意思決定の支援
- ② 障害のある人を中心とした総合的な支援
- ③ 障害特性等に配慮した支援
- ④ アクセシビリティの向上
- ⑤ 障害を理由とする差別の解消

【施策推進の方向】

- ① 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～
- ② 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～
- ③ 生活支援の充実 ～地域で暮らす～
- ④ 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～
- ⑤ 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～
- ⑥ 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～
- ⑦ 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

5. 施策体系





第2部
各論

第4章 重点施策

1. 重点施策とは

第3次いちかわハートフルプランの計画年度（平成30～32年度）において、市が重点的に取り組むべき施策を、「重点施策」として位置づけます。

重点施策は、「第3次いちかわハートフルプラン」全体として、施策横断的な取り組みとし、そのもとに具体的な事業を位置づけます。

2. 重点施策

(1)

【施策の方向性】

【具体的な事業】

【指標等】

第5章 市川市障害者計画

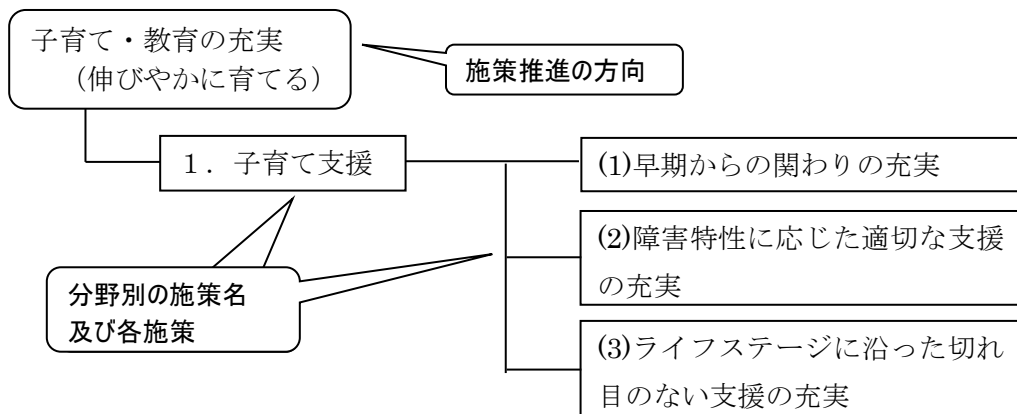
<分野別実施計画の見方（凡例）>

【現況と課題】

主に市内の現在の状況と課題について記述しています。

【施策の基本方針】

基本目標の実現に向けた7つの施策推進の方向に沿って、分野別に施策を進めるための基本となる方針を定めたものです。



【施策の概要】

施策の概要を定めたものです。

市として特に重点的に取り組む事業を「重点事業」として、成果目標または活動指標を定めます。

<重点事業>

事業名（担当課）	1 ○○事業	○○部	○○課
事業概要			
指標等	現況	活動指標	
	平成 28 年度	30 年度	31 年度
			32 年度

重点事業以外の、施策を推進するための事業を「その他の事業」としてまとめています。

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
1 ○○事業	○○部 ○○課	

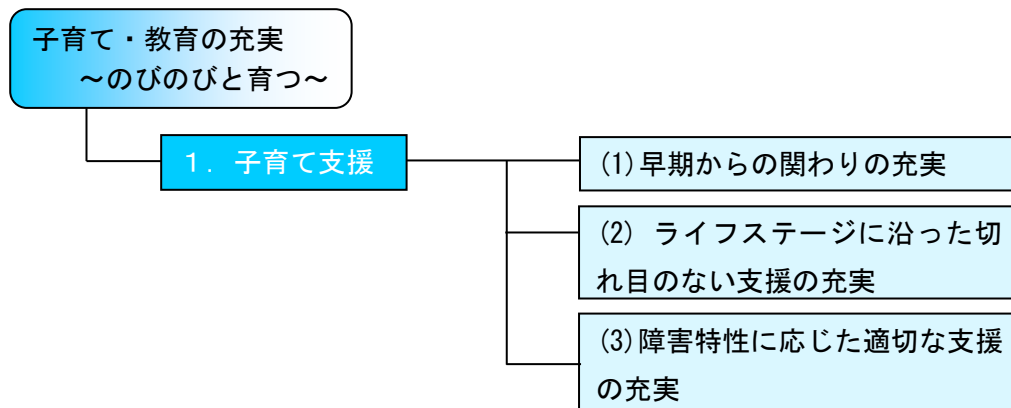
1. 子育て支援

【現況と課題】

- 発達に様々な課題を持つ子どもたちは、それぞれの特性に応じた適切な対応を必要としており、地域での健やかな成長を支援することが大切です。そのためには、早い段階から子どもたちの特性を理解し、一人ひとりに応じた子育てをしていく必要があります。
- 保護者にとっては、子どもの障害を受けとめることが難しいこともありますが、思いに丁寧寄り添いながら、子どもへの理解を深め、子育てしていく力を高めていけるような支援をしていくことが必要となります。
- 市川市子ども発達相談室では、年間延べ1万人ほどの利用があり、相談、指導を受けています。その数は年々増加しており、特に行動や情緒に心配のある子どもの相談数が増えてきています。
- 一人ひとりの子どもにあった成長を支援するため、市川市には児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所などがあります。障害が疑われる段階から身近な地域でこのような専門的な支援を行う必要がありますが、質、量両面での確保が必要となります。
- 幼稚園や保育園に通園しながら、或いは学齢期においては放課後保育クラブを利用しながら通所支援を利用している子どもが増加してきています。この現状を踏まえて、今後さらに保育、教育、子育て等関係機関との連携を一層深め、一人ひとりの子どもの特性への共通理解を持って支援していくことが不可欠です。
- 医療的ケアが必要な子どもたちについては支援の体制が整っていないのが現状です。身近な地域で成長していくために、医療、保健、福祉分野の各機関が連携し、重層的な支援を行っていくことが求められます。
- 障害児相談支援については、相談支援専門員による利用計画は客観的専門的な観点から重要な事業ですが、依然保護者による計画作成の比率が高いのが現状です。セルフプランを作成する保護者への支援を丁寧に行いながら、相談支援についての理解を深めるための周知啓発活動をどのように進めていくか、相談支援専門員の質、量を今後どのように向上させていくかが課題となります。

【施策の基本方針】

早い時期から、一人ひとりに応じた支援ができるよう、早期発見、早期支援の体制づくりを行うとともに、ライフステージに沿った支援が、身近な地域で切れ目なく一貫して行われていくために、様々な関係機関による重層的な支援ができるように緊密に連携をとっていきます。



【施策の概要】

(1) 早期からの関わりの充実

疾病や障害の早期発見のため、関係機関の連携を強化し、母子保健相談や乳幼児健康診査の充実に努めます。また、個人に合わせたきめ細かな対応ができるよう、こどもの発達に心配のある保護者に対する相談体制の充実を図ります。

(2) ライフステージに沿った切れ目のない支援の充実

子どもたちが成長していく中で、一人ひとりにあった支援が継続されていくように、こども政策部、福祉部、教育委員会等との連携を強化し、ライフサポートファイル等を活用した一貫した支援が行えるように努めていきます。

(3) 障害の特性に応じた適切な支援の充実

発達障害や強度行動障害、重症心身障害児等、それぞれの障害特性を正しく理解し、身近な地域の事業所で、適切な支援ができるよう、研修等による支援の質の向上に努めます。

<重点事業>

事業名（担当課）	保育園巡回相談事業	こども政策部 発達支援課		
事業概要	民間の保育園を巡回し、障害児に対しての適切な支援について職員に対して助言を行います。			
指標等	保育園巡回件数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	32 回	55 回	70 回	75 回

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
ライフサポートファイル活用事業	こども政策部 発達支援課	ライフステージを通じた一貫した支援が出来るよう、本人に関する情報や支援内容を記録するとともに、関係機関の支援の経過等が一冊にまとめられた情報を伝達するツールとしてライフサポートファイルを活用していきます。
地域職員への研修事業	こども政策部 発達支援課	保育園、幼稚園や学校等の職員に向けて、支援の質の向上を図るため、障害児の特性理解についての研修を行います。
放課後保育クラブ事業	生涯学習部 青少年育成課	放課後保育クラブに障害児を受け入れるための環境を整備します。また、保育内容の充実をはかることを目的に、職員の研修を実施します。

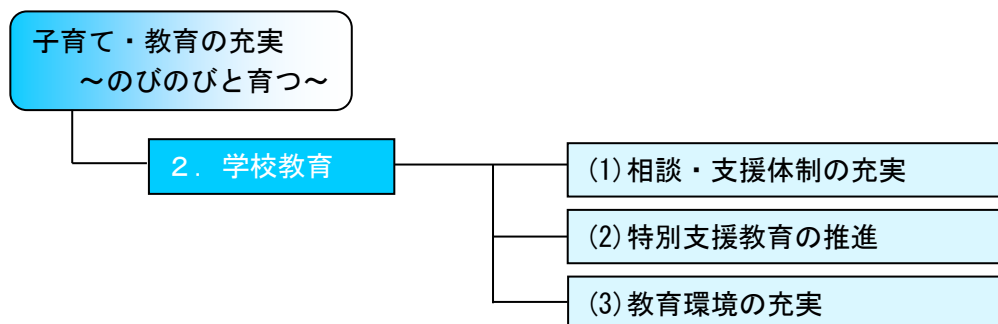
2. 学校教育

【現況と課題】

- これまで市川市では、障害のあるこどもが一人ひとりの能力や個性に合わせて学び、障害のないこどもと交流できるような教育を基本として、教育課程や指導体制の充実をはじめ、福祉教育や障害理解教育の推進、教職員を対象とした研修の充実を図るなどの施策を進めてきました。
- 特別支援教育は、障害児一人ひとりを理解し、きめ細かな支援・指導を行うものであり、障害理解教育と併せて、これからの教育において重要な方向性の一つです。また、今後は、こどもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障害の有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセスであるインクルーシブ教育の推進が望まれています。
- 学習障害、注意欠陥・多動性障害、自閉症スペクトラム障害（用語解説参照）などのいわゆる発達障害等を含む特別支援教育を適切かつ効果的に進めるため、障害特性に応じた教育を行うことのできる専門職員の育成・確保が必要となります。
- 市川市では、学校教育3ヵ年計画に沿って、研修の充実や専門機関との連携に努め、各校で情報を交換しながら、個別の支援計画づくりを進めていますが、今後は市内にある国立、県立、市立の特別支援学校を中心として、地域との関わりを重視した教育体制の充実が重要です。
- 特別支援学校卒業生の進路は、概ね約60～70%が福祉的就労、残りの約30%程度が一般就労となっていますが、就労や社会生活に対する意識を確立する教育も重要となっています。
- また、意識調査の結果によると、障害特性に応じた学校施設のバリアフリー化などの教育環境の整備充実も求められています。

【施策の基本方針】

多様性と専門性を両立できる総合的で柔軟な受入れ体制による特別支援教育を充実するとともに、障害理解教育の積極的な推進により、障害の有無に関わらず、互いを尊重し、共に生きる社会を目指す教育を進めます。



【施策の概要】

(1) 相談・支援体制の充実

学齢期の障害児に対する相談・支援体制を充実するとともに、こども発達センターなどの就学前の障害児に対する支援機関と学校の連携を強化し、一人ひとりの状況に応じた相談・支援に努めます。また、様々なサービスが指定障害児相談支援事業所によるアセスメントのもと、適切に提供されるよう、相談支援の充実をはかります。

(2) 特別支援教育の推進

研修会等を充実し、特別支援教育の実践者の育成を進めながら、特別支援学校のセンター的機能を発揮し、小中学校との連携協力を積極的に推進して、通常教育において支援を必要とするこどもに対する支援体制の拡充を図ります。

(3) 教育環境の充実

学校施設などのバリアフリー化を進めるとともに、学校生活の中での地域のサポーターの育成や配置により、誰もが楽しく学べる教育環境の充実に努めます。

<重点事業>

事業名（担当課）	特別支援教育推進事業	学校教育部 指導課		
事業概要	市川市特別支援教育推進計画（第2期）に則り、すべての幼稚園・学校において、特別な教育的ニーズのある児童生徒の市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）を作成し、関係機関との連携を図りながら、一貫した支援を目指します。			
指標等	現況	活動指標		
	平成28年度	30年度	31年度	32年度

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
特別支援教育連携協議会	学校教育部 指導課	教育、医療、保健、福祉、労働、親の会等の関係者で構成する会議を設置し、関係機関との連携を図りながら、障害のある幼児、児童、生徒に対する指導の充実と支援体制の整備を促進します。
義務教育学校整備事業	生涯学習部 教育施設課	塩浜学園の校舎等建替えに伴い、手摺、スロープ、点字ブロック、エレベーター等のバリアフリー設備を取り入れていきます。

第2節 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～

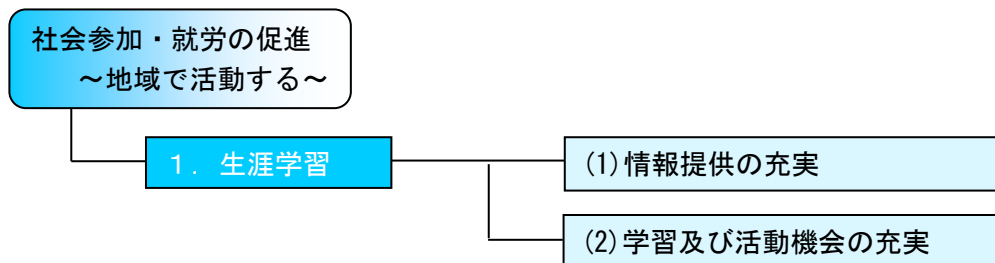
1. 生涯学習

【現況と課題】

- 学校卒業後も学習する意欲や関心を持ち続けることはその人らしい暮らしの実現のために重要です。また、学習活動を通じて、多様な人と交流することは社会参加のきっかけともなります。
- 障害について知り、仲間同士で支え合うという意味合いを持つピア活動や、本人の意思を尊重した自主的な活動を促進していく視点も重要です。
- 公共施設などの利用しやすさを高め、障害特性に応じた合理的配慮を提供することで、身近で気軽に活動に参加できる環境を整備することも必要です。

【施策の基本方針】

多様なニーズの把握と情報発信に努め、障害者が主体的に学習できる環境の整備充実を図ります。



【施策の概要】

(1) 情報提供の充実

生涯学習の機会について、障害特性に応じた情報提供の充実を図りながら、より多くの機会に障害者が参加できるよう、ニーズと活動内容の整合など、調整機能の充実に努めます。

(2) 学習及び活動機会の充実

より多くの障害者が生涯学習のための機会を得られるよう、仲間同士で支え合うピア活動などをはじめ、多様な活動の選択肢の充実を支援します。また、公共施設のバリアフリー化や図書館における各種資料の充実、市主催の講座等における障害特性に応じた合理的配慮の提供など、学習環境の向上を進めます。

<重点事業>

事業名（担当課）	市主催講座・講演等における合理的配慮の推進	福祉部 障害者支援課		
事業概要	市が主催する講座や講演会等において、手話通訳や要約筆記、車椅子席などの合理的配慮をはかるよう、庁内に働きかけます。			
指標等	手話通訳・要約筆記の派遣件数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	8 件	10 件	11 件	12 件

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
図書館の障害者資料製作・収集事業	生涯学習部 中央図書館	資料変換奉仕者との連携・協力体制を引き続き維持し、点字図書や音訳図書並びに布の絵本・おもちゃなど、障害者資料の充実を図るとともに、市販の障害者資料の収集も検討します。

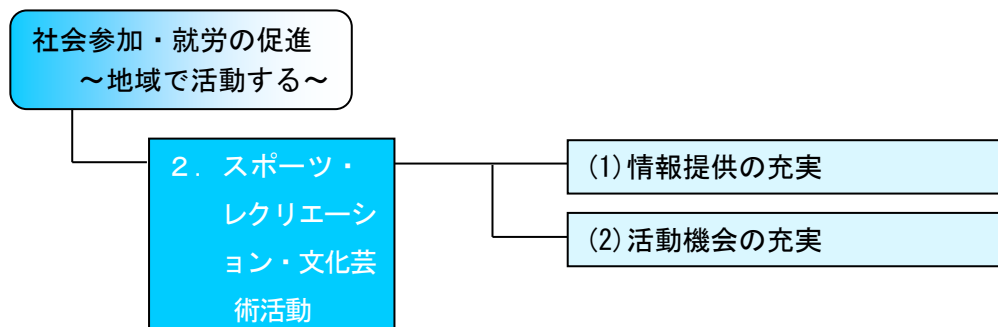
2. スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動

【現況と課題】

- スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動は健康づくりや生きがいつくりの側面のほか、障害者本人の社会性の形成・維持に役立ちます。
- コミュニケーションの機会が増えるとともに、知人・友人が増えることで、生活を支え合う地域体制づくりにもつながり、また、スポーツやレクリエーション、文化芸術活動に取り組み、楽しんでいる姿は結果的に障害者に対する理解向上につながると考えられます。
- 現在市では、障害者の健康づくりや生きがいつくりを目指し、県主催の障害者スポーツ大会への参加や、障害者軽スポーツ教室、俳句やコーラスなどの文化講座を開催していますが、参加者数は多いとは言えない現状があります。
- 障害に応じた活動を支援・指導する人材が少ないことも課題であり、今後は情報提供や参加を支援する人材、活動環境などの充実を図る必要があります。

【施策の基本方針】

障害の有無や種類に関わらず、気軽に活動する機会を充実させ、心身の健康維持・向上と生きがいつくりを促進します。



【施策の概要】

(1) 情報提供の充実

身近な地域でのスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の機会について、障害特性に応じた情報提供の充実を図りながら、より多くの機会に障害者が参加できるよう、ニーズと活動内容の整合など、調整機能の充実に努めます。

(2) 活動機会の充実

より多くの障害者がスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動を楽しめるよう、障

害者対象、あるいは障害の有無に関わらない多様なイベントなどを含め、活動の選択肢の充実をはかるとともに、活動を支援する人材を育成し、障害特性に応じた支援の充実を図ります。また、公共スポーツ・レクリエーション施設のバリアフリー化などを進め、活動環境の向上を図ります。

＜重点事業＞

事業名（担当課）			
事業概要			
指標等	現況		活動指標
	平成 28 年度	30 年度	31 年度
			32 年度

＜その他の事業＞

事業名	担当課	事業概要
障害者文化講座	福祉部 障害者支援課	障害者に文化活動の場を提供する講座（合唱・俳句）を実施します。

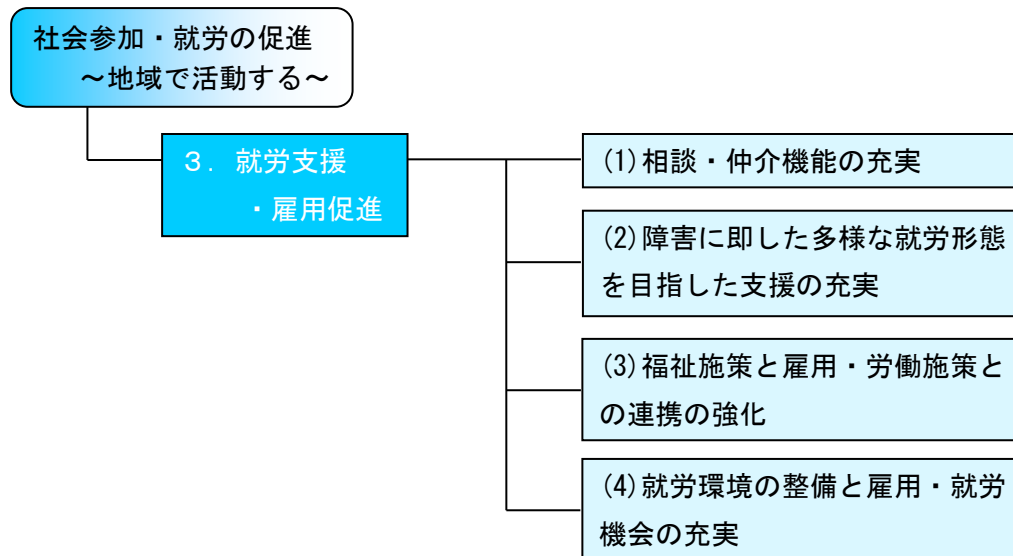
3. 就労支援・雇用促進

【現況と課題】

- これまで市川市では、市内の企業や障害福祉サービスなどの事業所に働きかけ、障害者が働ける場の確保に努めるとともに、相談や職場実習、就労後のアフターケアを含め、障害者の就労を総合的に支援することを基本に施策を進めてきました。
- 就労は、地域での生活を実現する上で重要な課題ですが、必ずしも金銭的な収入だけが目的ではなく、働くこと自体や社会の中で役割を果たすことなどにおいても重要です。
- 市では、障害者就労支援センター「アクセス」を平成 12 年に開設し、障害者の就労に積極的に取り組んできましたが、就労後の定着支援や生活支援のあり方について、多くの課題を抱えています。また、障害について理解している企業はまだまだ少なく、就労先の選択肢が少ないのが現状です。
- 当事者の高齢化により、就労をリタイアした後の暮らし方や居場所などについても、検討を進める必要があります。
- 一方で、就労継続支援 B 型などの工賃は安く、生活できる収入にならないことや、障害特性によっては体調を一定に保つことができず、継続的に働くことが困難であることなども課題としてあげられます。
- 平成 25 年に障害者優先調達推進法が施行され、障害者就労施設等で就労する障害者の経済面での自立を目的に、本市でも調達方針を策定し、障害者就労施設等からの調達を行っています。しかしながら、調達実績は充分とは言えず、一層の調達を進める必要があります。
- 障害者就業・生活支援センターや労働関係機関との連携の強化を図るとともに、就労支援体制の整備を図る必要があります。

【施策の基本方針】

社会生活への訓練を含む福祉的就労から一般就労まで、本人の意思に添った就労ができるよう、企業の理解を促進しながら、多様な選択肢のある環境づくりに努めます。



【施策の概要】

(1) 相談・仲介機能の充実

障害者就労支援センター「アクセス」において、障害や個人の特性、地域性や企業のニーズを踏まえ、相談・仲介・調整などの機能の充実を図るとともに、就労後のアフターケアの充実に努めます。

(2) 障害に即した多様な就労形態を目指した支援の充実

社会参加を目指すための基本として、福祉的就労や社会生活訓練の充実を進めるとともに、就労・職業訓練プログラムの作成や職業体験の機会の充実など、障害に即した多様な就労への支援に努めます。

(3) 福祉施策と雇用・労働施策との連携の強化

地域における関係機関相互のネットワークを構築するとともに、国・県が実施する雇用・労働施策との連携などを進め、就労に向けた様々な制度や手法の活用を促進します。

(4) 就労環境の整備と雇用・就労機会の充実

障害当事者や支援者と企業の交流を促進し、相互理解を深めながら、就労先の開拓や短時間就労やグループ就労などの就労のあり方の検討を進めます。また、企業に対しては、雇用促進制度のPRや助言・支援の充実に努める一方で、障害当事者に対しては、就職準備・技能習得への支援に加え、事業開始や拡充などの起業に向けた情報提供などのほか、就労離脱後の再就労支援などを図ります。さらに、市が率先して雇用・就労機会、障害者就労施設への発注の拡充に努めます。

<重点事業>

事業名（担当課）	優先調達推進事業	福祉部 障害者支援課		
事業概要	障害者優先調達法に基づき、市における障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針を策定し、優先的に物品や役務の調達をはかります。			
指標等	調達件数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	7 件	10 件	11 件	12 件

事業名（担当課）	就労支援に関わる研修	福祉部 障害者支援課		
事業概要	自立支援協議会の就労支援部会を中心に就労支援にかかわる課題を抽出し、課題に沿った研修を実施することにより、就労支援の担い手の育成を図ります。			
指標等	開催回数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	1 回	1 回	1 回	1 回

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
チャレンジドオフィスいちかわ	総務部 人事課	働く意欲があるものの、なかなか就労に結びつかない障害者を、一定期間、本市の非常勤職員として採用し、その実務経験を活かして、一般企業等への就労につなげることを目指します。
雇用促進事業 (障害者就労支援)	経済部 商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用促進奨励金 市内に居住する障害者、重度障害者を雇用する事業主に対し、奨励金を交付することにより、障害者に係る雇用機会の拡大を図ります。 ・職場実習奨励金 市内に居住する障害者を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付することによって、障害者の雇用機会の拡大を図ります。 ・障害者の雇用を拡大し、法定雇用率の達成を図るため、ハローワーク市川と市川市との共催により、企業と障害者の個別面接による「障害者就職面接会」を開催します。

1. 福祉サービス

【現況と課題】

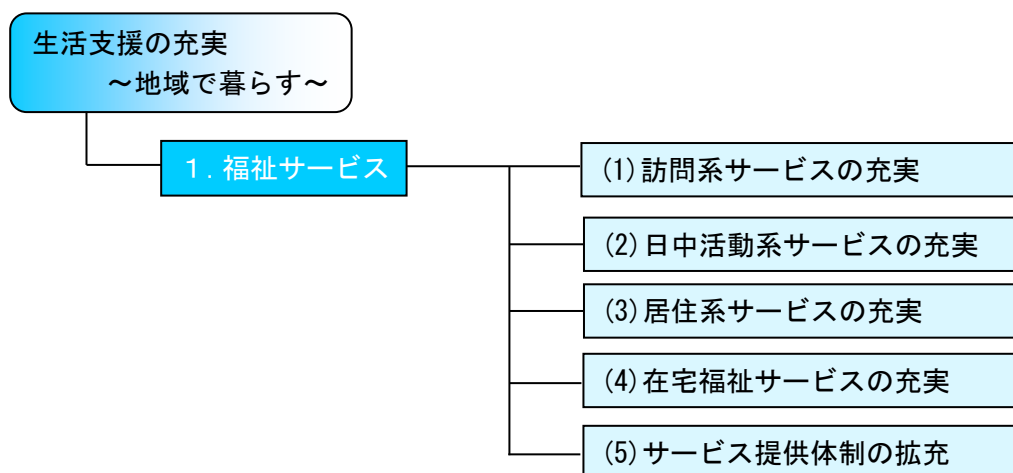
- 障害者の地域での生活を実現するために、生活支援を充実させることが重要となっており、そのためには障害福祉サービスなどの提供体制の確保が必要です。
- 市川市ではこれまで、障害者の地域での生活を実現できる体制作りを目指し、在宅の障害者へのホームヘルプの充実、通所施設などの日中活動の場の確保、グループホームなどの居住の場の整備を進めてきました。
- 訪問系サービスの利用は緩やかな増加傾向となっており、意識調査の結果でも、今後は家事援助、知的障害者においては移動支援やレスパイトサービスなどの利用意向が高くなっています。その一方で、現状では事業所数が不足しているため、増加するニーズには必ずしも応じきれていないのが実状です。
- 日中活動系サービスについては、意識調査の結果でも、特別支援学校卒業生の日中活動の場として、今後の利用意向も高く、身近な地域におけるバランスの取れたサービス提供基盤の整備が求められています。また、自立訓練（機能訓練）や短期入所については、市内にサービスを提供できる事業所が少なく、更なる整備が求められています。
- 居住系サービスについては、特に知的障害者でグループホームの利用意向が入所施設を大幅に上回っていますが、開設にあたっては、世話人の確保とともに、消防法や建築基準法等における基準を満たすことが求められることから、なかなか開設が進まない現状があります。一方、精神障害者では1人暮らしや結婚生活への希望が多くなっています。
- 当事者及び家族の高齢化の進行に伴い、家族への負担がより大きくなるため、訪問系サービスやグループホームなどの住まう場の充実を始めとした地域での支援体制の整備は喫緊の課題となっています。
- 日常的に医療行為の必要な障害児者などの地域生活が可能となるよう、専門的な技能を有した支援者の確保やそうした障害に対応できる施設の整備も課題となっています。
- 上記の全てのサービスにおいて、サービスを提供する支援者の質の担保および向上が課題となっています。

○今後は、家族への支援を含め、障害者が地域で暮らし続けていくための様々な福祉サービスについて、その種類ごとの必要量や確保のための方策を検討し、計画的な基盤の整備を進めることが求められます。

○難病疾患等々の制度の狭間に置かれた障害者へのサービス利用についても、障害者総合支援法の施行により新たに対象となりましたが、利用の実績は少なく、制度の周知や実状の把握を含め課題となっています。

【施策の基本方針】

今後見込まれる需要量を充足するため、サービスを提供する事業所及び人材の確保および質の向上に努めるとともに、一緒に暮らす家族への支援など、地域でのライフスタイルに合わせた支援の総合的な実施を図ります。



【施策の概要】

(1) 訪問系サービスの充実

地域での生活を支える訪問系サービスの充実のため、ヘルパー等の人材の育成、確保に努めながら、強度行動障害や重症心身障害児者に対するホームヘルプなどを含め、多様な障害に対応できるよう、関係機関の連携などによるサービス提供体制の全体的な整備を図ります。

(2) 日中活動系サービスの充実

日中活動のための場や、家から外に出る機会を増やすため、地域の既存の社会資源を活用するとともに、事業所の拡充を促進します。加えて、身近な地域における短期入所や自立訓練（機能訓練）など、当事者ニーズへの対応の充実を図ります。

(3) 居住系サービスの充実

地域での暮らしの実現に向け、グループホームや生活ホームの整備促進や運営支援を

実施します。また、公営住宅や一般住宅などの活用を促進するとともに、地域で暮らすための夜間・休日等における居住支援など、きめ細かい支援体制の充実に努めます。さらには緊急時対応としての短期入所や、地域での暮らしに向けての体験入居などの充実に図ります。また、計画相談支援によるニーズ把握を踏まえて適正な必要量を把握し、居住の場の確保を図ります。

(4) 在宅福祉サービスの充実

在宅での暮らしの充実のため、各種手当や介護費用の助成、補装具費の支給などの経済的な支援のほか、日常生活用具の給付や訪問入浴サービスなどの充実に図ります。また、障害者を支える家族への支援として、日中一時支援やレスパイトサービスの充実に進めるとともに、障害者総合支援法の施行に伴い、障害者の範囲に含まれた難病患者等に対しては、制度の周知を行い、障害福祉サービス等の提供を進めます。

(5) サービス提供体制の拡充

一人ひとりのニーズに合った適正なサービスの提供のため、適切なアセスメントやニーズ把握に基づいた計画相談支援の普及に努めます。また、必要なサービスが地域で受けられるよう、地域全体として事業所数を増やすための参入を促進するとともに、研修などの機会を通じて支援の質の向上を目指します。

<重点事業>

事業名(担当課)	精神障害等に関する講演会・研修会の開催	福祉部 障害者支援課		
事業概要	理解が進まず、普及啓発が望まれる精神障害等について、講演会や研修会を企画・広報して、これを実施します。			
指標等	実施回数 講演会・研修会への参加延べ人数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
—	1 回 50 人	2 回 100 人	3 回 150 人	

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
高次脳機能障害者支援会議	福祉部 障害者支援課	千葉県が高次脳機能障害支援普及事業として指定した千葉リハビリテーションセンターの職員(支援コーディネーター)を講師アドバイザーとして招き、高次脳機能障害者の地域生活を支援するため、地域の関係者と困難事例の検討・研究を実施し、効果的な施策について検討します。

グループホーム等 入居者家賃助成事 業	福祉部 障害者支援課	障害者の地域での生活を支援することを目的に、グループホーム、生活ホーム、ふれあいホームに入居している障害者に対して、家賃負担の一部を助成することにより、負担の軽減を図ります。
---------------------------	---------------	---

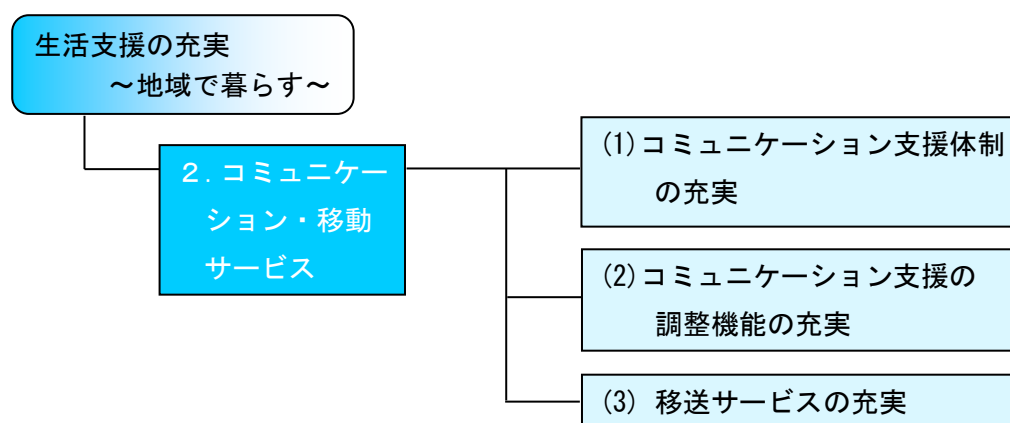
2. コミュニケーション・移動サービス

【現況と課題】

- 手話を使える聴覚障害者の数に対して、市に登録している手話通訳が少ない上、手話通訳派遣の調整機能やサービスの提供時間がニーズを充足できていない現状があります。
- 手話をコミュニケーション手段にできない聴覚障害者には要約筆記なども必要であり、今後は後期高齢者が一層増えることが予想される中で、こうしたコミュニケーション支援の人材育成は重要となっています。
- 聴覚障害者の行動は広範囲にわたることから、市域を越えた広域的な連携も課題となります。
- 聴覚障害以外にも、失語症などコミュニケーションが難しい障害者もあり、その障害特性から社会参加が制限されるなど、困難を抱えている現状があります。
- 障害者の地域での生活や社会参加活動を支援するためには、鉄道やバスなどの公共交通機関に対し、移動の障壁（バリア）となっているものの除去を促していくとともに、移送サービスの整備充実を図る必要があります。

【施策の基本方針】

コミュニケーションや移動は社会生活の基本であり、障害のない人にとっても障害者との意思疎通や交流・活動に不可欠なものとして認識し、さまざまな場面を想定しながら、それを支援できる体制づくりに努めます。



【施策の概要】

(1) コミュニケーション支援体制の充実

すべての人の日常生活の基本として、コミュニケーションのためのきめ細かい支援が

得られるよう、手話通訳や要約筆記、失語症会話パートナーなどの人材育成を図るとともに、その派遣体制の充実に努めます。

(2) コミュニケーション支援の調整機能の充実

支援人材の不足や障害者の行動範囲の拡大を踏まえ、人材派遣のコーディネート機能の充実を進めます。

(3) 移送サービスの充実

徒歩以外の移動を支援するため、公共交通機関や福祉有償運送などの充実促進や、福祉タクシーや移送費助成などの移送サービスの充実に努めます。

<重点事業>

事業名（担当課）	失語症会話パートナー派遣事業	福祉部 障害者支援課		
事業概要	失語症会話ボランティア養成講座を修了した失語症会話パートナーと失語症のある方々が公共施設に集まり、コミュニケーションを補いながら社会参加を促進します。また、失語症会話パートナーを高齢者施設等に派遣し、会話の場を提供します。			
指標等	会話パートナー派遣人数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	108 人	130 人	130 人	130 人

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
福祉タクシー事業	福祉部 障害者支援課	重度障害者が通院または会合等においてタクシーを利用する場合、利用者の経済的負担を軽減するためにタクシー料金の2分の1を助成します（限度額有り）。
NET119	消防局 指令課	聴覚や言語に障害のある方を対象として、携帯電話やスマートフォンからインターネットを利用して119番通報ができる「NET119」の利用登録を行います。

第4節 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～

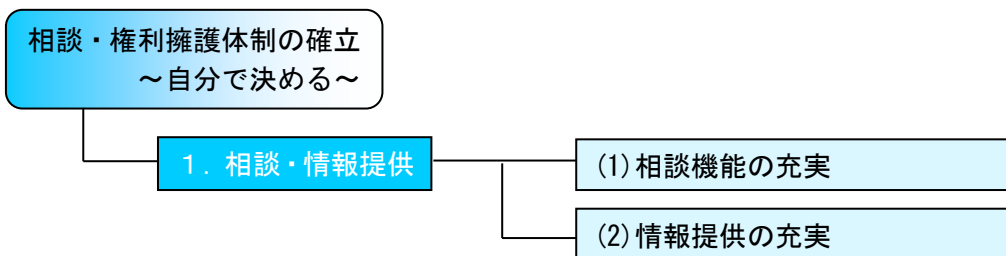
1. 相談・情報提供

【現況と課題】

- 利用者主体で福祉サービスを選び、活用していくためには、制度やサービスなどに関する適切な情報の提供とともに、相談支援専門員を始めとしたケアマネジメントの視点を持って計画相談支援に対応できる人材が必要となります。
- 相談窓口の数は増えてきましたが、誰がどのように利用できるのか、また、利用したい窓口がどこにあるのか分かりづらいとの指摘もあります。
- 専門的な相談対応や障害者同士によるピアカウンセリングについての取り組みも十分とは言えない現状があります。
- 多様な支援者の連携により市全体で重層的かつきめ細かな体制をつくる必要があり、相談をどのように受けてどう調整するか、全体的な考え方を整理することが重要になっています。
- 日常的な情報提供については、広報やテレビ・インターネットを通じた情報アクセシビリティの向上をはかるとともに、情報活用能力や個人情報の保護に十分に配慮しながら、わかりやすい情報整理や提供方法に努めることなどが必要になっています。

【施策の基本方針】

ケアマネジメントに対応できる人材の育成を進めながら、身近で気軽に相談できる環境を整備します。また、本人の意思による選択・決定を促進するため、日常生活や福祉サービス等に関する情報（選択肢）をできる限り多く提供し、これを容易に入手できるような環境整備に努めます。



【施策の概要】

(1) 相談機能の充実

誰もが身近なところで気軽に相談できるよう、相談窓口に関する情報提供や各種相談

員の質の向上を促しながら、指定相談支援事業者も含めた関係機関相互の連携により、市全体としての相談体制の構築を図ります。また、広い意味でのケアマネジメント機能強化の視点から、相談支援専門員を始めとする専門性を備えた相談支援に対応できる人材の育成を行います。さらに、当事者の視点によるピアカウンセリングや家族への研修の機会の充実などの多様な相談機能の拡充を進めます。

(2) 情報提供の充実

情報の入手に様々な制約のある障害者のニーズに対応できるよう、障害者施策や福祉サービス、地域での暮らしなど、多様な情報について、広報や説明会、ホームページなどの多様な機会や媒体を通じて提供していきます。

<重点事業>

事業名 (担当課)	相談支援グループスーパービジョン	福祉部 障害者支援課		
事業概要	自立支援協議会の相談支援部会を受け皿にして、指定相談支援事業所が困難や迷いを感じた事例を提出し、相互に助言を行うことで支援の質の向上をはかるとともに地域の課題を集約します。			
指標等	実施回数			
	延べ事例提出事業所数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
12 回	18 回	18 回	18 回	
26 箇所	36 箇所	36 箇所	36 箇所	

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
障害児者相談支援ガイドライン研修	福祉部 障害者支援課	自立支援協議会の相談支援部会を中心に、障害者（児）相談支援事業に従事する関係者の申し合わせ事項としてのガイドラインを作成・改訂し、それに沿った研修を実施することにより、相談支援の担い手の確保と育成をはかります。

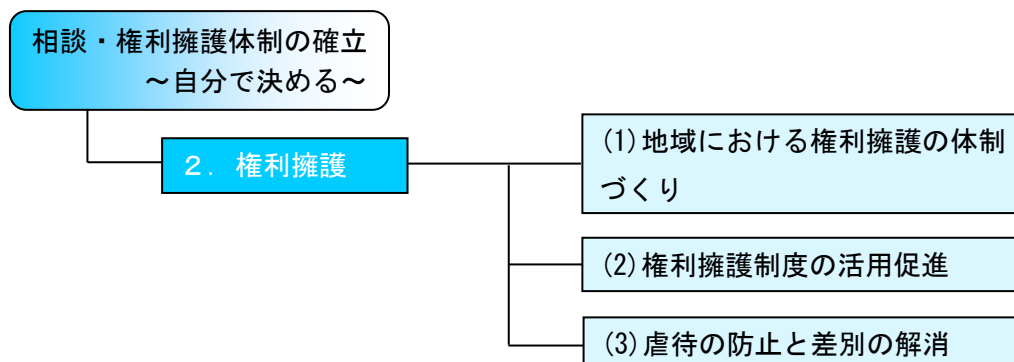
2. 権利擁護

【現況と課題】

- 地域での暮らしのなかで、障害者は多くの権利侵害や差別に出会う可能性があるため、学校や事業者、専門機関などの連携を促し、権利擁護の体制づくりを進める必要があります。
- 平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法の施行に伴い、障害者支援課内に市川市障害者虐待防止センターを設置しました。現在、相談窓口については、平成 29 年度から開設している基幹相談支援センター「えくる」内に設置されています。
- 平成 25 年 9 月より市川市社会福祉協議会に「後見相談担当室」を設置し、成年後見制度に関する相談業務や周知・啓発を行っています。また、平成 28 年度からは市民後見人養成講座を開講し、市川市社会福祉協議会において法人後見の実施に向けた体制整備を行っています。
- 平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行に伴い、障害者支援課内に相談窓口を設置し、差別的取扱いおよび合理的配慮の提供に関する相談を受け付けています。
- 意識調査の結果では、障害者手帳を持たない市民において、上記の障害者虐待防止法や障害者差別解消法についての認知度は 10%~20%程度と低く、法律や制度の認知が進んでいない現状があり、今後の周知が課題となっています。
- 成年後見制度利用促進法が制定され、障害者や家族の高齢化に伴い、財産管理とともに身上監護の視点からも、今後より一層の利用促進がはかられることとなりますが、その受け皿となる第三者後見人については、その数が不足することが見込まれ、更なる市民後見人の養成とその活用が望まれています。

【施策の基本方針】

障害者が地域のなかで安心して暮らしていけるよう、市民の理解を促すとともに、権利擁護の仕組みを整え、虐待や差別などの問題に迅速に対応できる体制の充実に努めます。



【施策の概要】

(1) 地域における権利擁護の体制づくり

地域生活の中で出会う様々な権利侵害などに対応できるよう、事業所や学校、専門機関などの連携を促進するとともに、地域での権利擁護の体制づくりを図ります。

(2) 権利擁護制度の活用促進

本人による判断を下すことが困難な障害者を対象とした成年後見制度のほか、福祉サービス利用援助事業などの活用を促進するとともに、苦情解決のための仕組みや地域の緊急連絡先についての周知を徹底します。

また、成年後見制度の活用を促進するため、市民後見人の養成を含む第三者後見人の人材確保と、法人後見受任のための体制整備を進めます。

(3) 虐待の防止と差別の解消

虐待を未然に防止する観点からも、市川市障害者虐待防止センターを設置し、虐待に関する通報、届け出、支援などの相談を受け付け、被害者や家族などを支援するために関係機関と連携して対応します。また、「市川市家庭等における暴力等対策ネットワーク会議」を障害者差別解消法に基づく差別解消支援地域協議会に位置づけ、障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を進めます。

<重点事業>

事業名（担当課）	成年後見制度利用支援事業	福祉部 障害者支援課 介護福祉課		
事業概要	知的障害や精神障害及び認知症などの理由で判断能力が十分でない人が成年後見制度を活用するためのPRや啓発活動、相談支援等の業務を市川市社会福祉協議会に委託して実施します。また、経済的理由により、支援が必要な方へは経費の助成を行います。			
指標等				
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
障害者虐待防止センター	福祉部 障害者支援課	虐待防止センターの窓口として、通報・相談の受理及び初期調査の役割を基幹相談支援センターに委託し、被害者やご家族などが必要な支援を受けられるように、関係機関などと連携をして対応します。

<p>障害者虐待の防止 及び障害を理由と する差別の解消に 関する会議</p>	<p>福祉部 障害者支援課</p>	<p>障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消を目的として、「市川市障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議（実務者会議）」を設置し、地域の関係者を交えて、必要な協議を行います。</p>
---	-----------------------	---

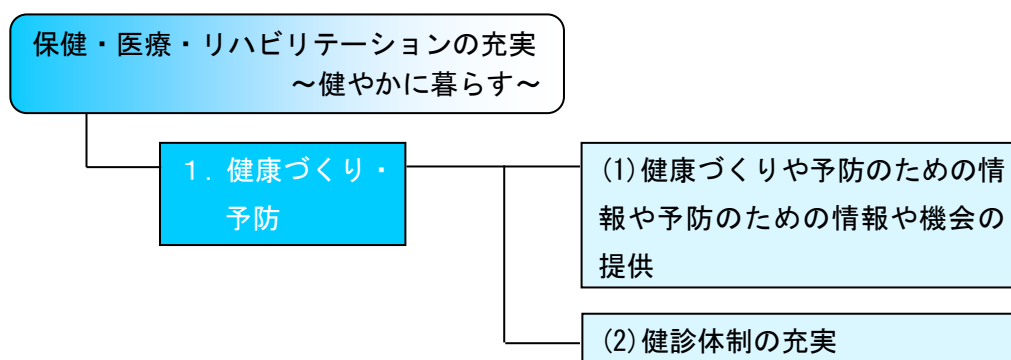
1. 健康づくり・予防

【現況と課題】

- 障害の原因となる疾病などの早期発見・治療はもちろんのこと、健康的な日常生活を送るための取り組みが必要となりますが、その方法はライフステージや障害によって多様です。
- 通所施設や入所施設別の健康診断や検診はありますが、基本的に学校卒業後の健康管理は本人次第となっており、サービスを提供している施設も少ないのが現状です。
- 特に知的障害者や精神障害者などは、その障害特性によりこうした機会を利用しにくいという実態があることから、今後は日常的な健康管理のためのケアや健康診断・検診を利用しやすくする実施方法の工夫が必要となっています。
- また、近年、メンタルヘルスの維持・向上については職場や地域社会で大きな問題となっており、その対策が求められています。

【施策の基本方針】

人生を通じて最も基本的なニーズである健康を維持するため、誰でも気軽に、障害の特性にも配慮された方法で日常的に必要な情報やアドバイスが得られるような環境整備に努めます。



【施策の概要】

(1) 健康づくりや予防のための情報や機会の提供

誰もが最も基本的な健康管理を日常的に行えるよう、食事や運動などのアドバイスや相談を身近できめ細かく受けられる環境を整えるとともに、健康や予防に関する講習や

障害の特性に応じた健康づくりプログラムなどを実施し、健康づくりや予防のための情報や機会の提供に努めます。また、心の健康を維持するために、身近な人の悩みやサインに気づき、適切な対応のできるゲートキーパーを養成します。

(2) 健診体制の充実

疾病などの予防や早期発見のため、障害の特性にも配慮したグループ対応の導入など、利用しやすい方法を工夫しながら、健康相談、健康教育、健康診査、訪問指導などの事業を実施します。また、専門的な人材も活用しながら、より身近な地域でこうした機会が得られるよう、一般の病院への協力も働きかけていきます。

<重点事業>

事業名 (担当課)				
事業概要				
指標等				
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要

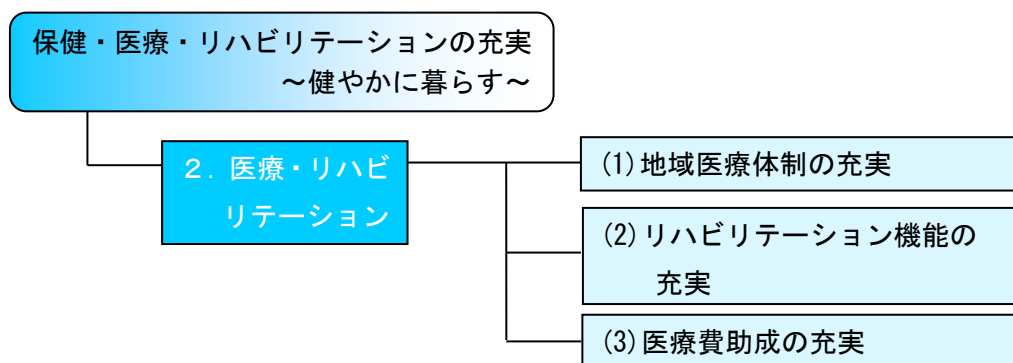
2. 医療・リハビリテーション

【現況と課題】

- 障害者が地域で暮らしていくためには、身近な地域にリハビリテーションを容易に行える体制があり、心身機能を維持・調整していくことが重要です。
- 障害に対する理解や知識、技術のある専門家などの体制が十分に整った医療機関は限られており、受診にあたっては非常に時間を要するなど、障害者が利用しやすいとはいえない現状があります。
- 特に重症心身障害児・者のためのリハビリテーション機能や精神障害者のための救急機能などは身近に対応できる機関が少なく、本人や家族の不安は大きくなっています。
- 医療行為が必要となる障害の場合、乳幼児期の母子保健、学齢期の教育、施設入所中など、本人の置かれた状況やライフステージに応じて医療機関との連携が重要です。
- 途中で障害を受けた場合には、精神面でのリハビリテーションなども必要となり、きめ細かい支援が求められます。
- 医療費助成については、今後も制度の変化に合わせながら、適切な助成を続ける必要があります。

【施策の基本方針】

障害者が心身機能を維持・調整していくためには医療・リハビリテーションが不可欠なことから、できるだけ身近で、そのサービスを利用することができるよう、医療関係者だけでなく家族や支援者など地域で関わる人々の障害への理解促進や専門家の育成・確保、地域生活支援との連携を進めます。



【施策の概要】

(1) 地域医療体制の充実

身近な場所で医療に関する専門的な相談ができるよう、医療機関との連携を深めるとともに、医師や看護師、ヘルパーが障害への理解を深めるための講習や、医療機関における様々な障害特性に配慮した情報提供やコミュニケーション支援について、医療機関への協力の働きかけを行います。

(2) リハビリテーション機能の充実

障害者が日常的に、身近な地域においてもリハビリテーションが行えるよう、地域で関わる人々を主体とした環境整備に努めるとともに、重症心身障害児・者や精神障害者などに対しても、広域的なバランスも考慮した専門的機能の連携・支援や整備の誘導に努めます。また、その中で、中途障害に対する精神的な支援を含むリハビリテーションの実施も促進します。

(3) 医療費助成の充実

法改正などに伴う制度の変化に合わせ、自立支援医療の適切な支給とともに、各種の医療費の助成を行います。

<重点事業>

事業名（担当課）	身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業	福祉部 障害者支援課		
事業概要	障害のある方の身体機能および生活機能を維持するために、理学療法士・作業療法士が、地域の通所施設等への巡回、戸別訪問などにより相談・助言を行い、地域におけるリハビリテーション体制の整備を進めます。また、市川市における地域リハビリテーションのネットワーク作りを進めるために、地域生活支援に関わる関係者とリハビリテーション情報交換会を開催し、地域におけるニーズや課題について検討します。			
指標等	情報交換会の開催回数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	—	2 回	2 回	2 回

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
医療的ケアに関する研修	福祉部 障害者支援課	医療的ケアを要する障害者（児）に対する支援に関する研修を行い、関係者の意識を高め、知識・技術の向上を図ります。

ピアカウンセリング事業	福祉部 障害者支援課	障害者がピア（仲間）として障害者の相談を受け、相談者のエンパワメント（自ら生きる力を獲得すること）を引き出す等により、障害者の生活を支援します。
重度心身障害者医療費助成事業	福祉部 障害者支援課	身体障害者手帳1・2級、療育手帳④、Aの1を所持している方等に対し、医療費の保険適用における通院、入院の自己負担分を助成します。

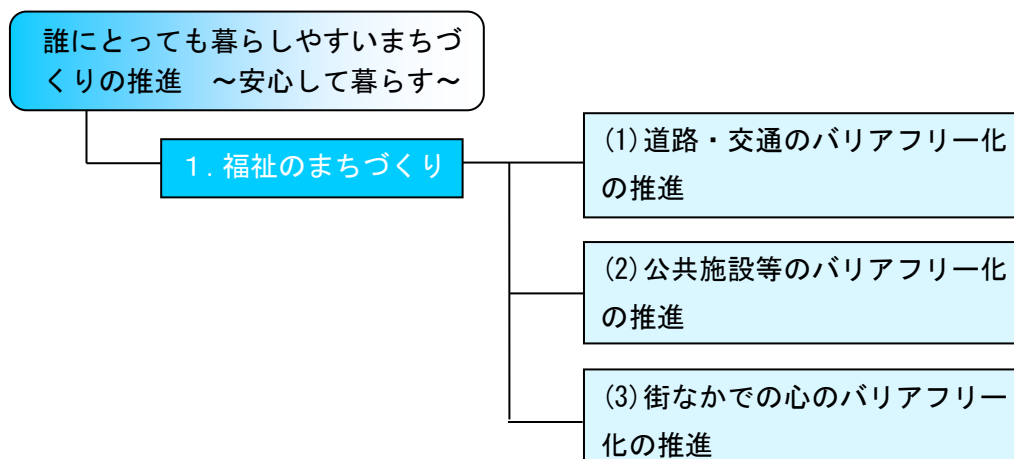
1. 福祉のまちづくり

【現況と課題】

- 環境のあり方が障害の大きさに影響を与えているという考え方（社会モデル）が現在の国際的な標準となっており、これは、社会的な障壁を取り除くこと、すなわちバリアフリー化が障害自体を小さくすることを意味しています。また、バリアフリー化の結果、障害者の社会参加の場が広がることは生活の質の向上にもつながります。
- 今後は、バリアフリー化だけでなく、こどもから高齢者まで、また、障害がある人もない人も暮らしやすいまちづくり、すなわち、まちのユニバーサル化を考慮することも求められています。
- 市内の歩道整備は段階的な整備の途中であり、車椅子使用者や視覚障害者などだけでなく、高齢者やベビーカーで移動する人、こどもにとっても安全で快適に歩けない状況の箇所も一部にはあるのが現状です。また、違法駐輪やみ出した看板、商品などで歩道がふさがれたり、マナーの良くない自転車などにより安心して歩けない歩道も一部にあります。
- 今後は、道路や建築物などの連続的なバリアフリー化を促進する中で、道路や歩道を利用する人々の意識の向上を促し、心のバリアフリー化を進めていくことも求められています。

【施策の基本方針】

障害者が地域で暮らし、活動するための基本となる道路・交通面を中心とした連続的なバリアフリー化を計画的に推進するとともに、障害者の移動を助ける市民の意識を醸成します。



【施策の概要】

(1) 道路・交通のバリアフリー化の推進

誰もが安心して道路を利用できるよう、バリアフリー化重点整備区域（主要駅周辺の半径 500m 以内）において、段差解消や点字ブロックなどの歩道整備を計画的に推進します。また、路上障害物等の除去に関して市民への啓発指導を行いながら、看板や自転車などの歩道上の放置物や、違法駐車等の解消に努めます。

(2) 公共施設等のバリアフリー化の推進

基本的なまちの機能を誰もが利用できるよう、利用客の多い駅のエスカレーター・エレベーター設置を促進するとともに、公共施設のバリアフリー化や、文字表示・音声ガイドなどの規格化と整備を進めます。また、平成 32 年に完成の予定されている市役所新庁舎をはじめ、民間の商業施設や金融機関など、誰もが日常的に利用する施設については、「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づいて、バリアフリー化への取り組みを促します。

(3) 街なかでの心のバリアフリー化の推進

地域の理解や交流の促進によって、障害者の地域での生活を支援する意識を醸成し、街なかでの障害者への心遣いや道路や歩道利用時のマナーの向上を促進します。

<重点事業>

事業名（担当課）				
事業概要				
指標等	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
人にやさしい道づくり重点地区整備事業	道路交通部 道路建設課	「市川市交通バリアフリー基本構想」に基づき、主要駅周辺の半径 500m 以内を重点整備地区とし、歩道の段差解消、平坦性の確保等のバリアフリー化を進めます。
公園施設バリアフリー事業	水と緑の部 公園緑地課	都市公園の出入り口部分の段差解消とスロープ化や手すりの設置により、誰もが安心して利用できる公園を目指します。

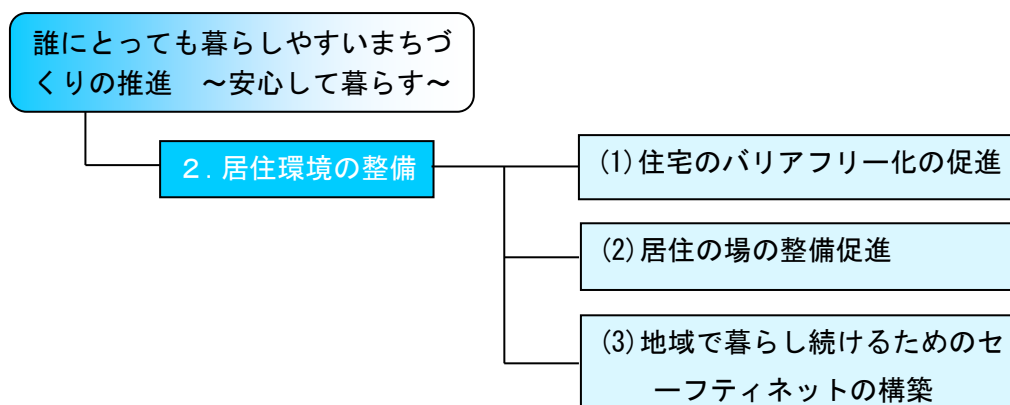
2. 居住環境の整備

【現況と課題】

- 障害者が地域で暮らしていくためには、安心して住み続けることのできる住居が不可欠です。
- 市ではこれまでも、誰もが安心して住み慣れた家に住み続けられるよう、住宅改修などを促してきましたが、今後も引き続き高齢化などへの対応として、住宅内のバリアフリー化を促進する必要があります。
- 住み慣れた地域で暮らし続けたい希望がある一方で、身近な場所に居住の場が不足していることや、家族等の高齢化による介護力の低下を背景にした需要の高まりなどから、グループホームなどの整備の促進や支援付き住宅などの新しい暮らしの場を検討する必要もあります。
- 地域での暮らしを実現するためには、一般住宅や公営住宅の賃貸契約などにおける手続き上の支援や、地域の中で継続して暮らしていくための緊急連絡先の確保や公的保証人制度などのセーフティネットの構築も重要な課題になっています。

【施策の基本方針】

住み慣れた地域で、誰もができる限りその人らしい暮らしを送れるよう、住宅改修を促進するとともに、ニーズに応じた住まいの確保を支援します。また、地域に暮らし続けるためのセーフティネットの構築を関係機関の連携により進めます。



【施策の概要】

(1) 住宅のバリアフリー化の促進

住宅改修に関する改修費に対する助成制度の活用を促進し、生活の最も基本となる住宅の安全性と快適性の向上を図ります。

(2) 居住の場の整備促進

施設や病院に入所・入院している障害者の地域への移行や、保護者の高齢化等による介護力の低下に対応できるよう、グループホームなどの居住の場の整備を促進します。また、住宅確保要配慮者に向けた賃貸住宅の登録制度などを活用することで、一般住宅への入居を促進します。

(3) 地域で暮らし続けるためのセーフティネットの構築

公営住宅や民間の賃貸住宅等への入居が困難にならないよう、支援する人材の確保や仕組みづくりに取り組むとともに、地域住民に対して正しい理解を促しながら、地域で暮らし続けることを可能にするため、緊急連絡先の確保や公的保証人制度などのセーフティネットを構築していきます。さらに、庁内の関係部署で構成する住まいに関する検討組織等において、今後の市における居住支援の方向性の検討を進めます。

<重点事業>

事業名（担当課）	住まいに関する検討会議の開催	福祉部 福祉政策課		
事業概要	地域における住まいの課題への対応を目的に、庁内の関係部署が連携して協議を行います。			
指標等	開催回数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	—	2 回	2 回	2 回

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要

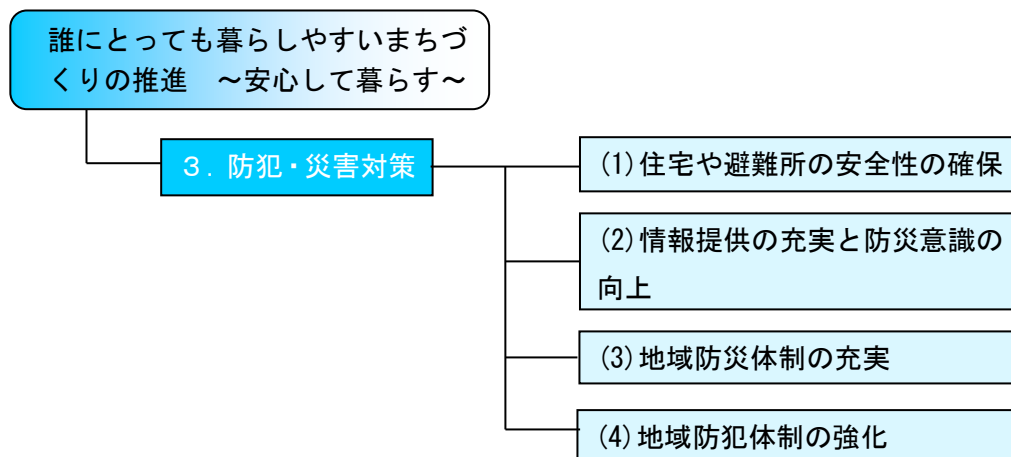
3. 防犯・災害対策

【現況と課題】

- 災害が発生した時には短時間での救助が重要となりますが、迅速に避難ができず援護が必要な障害者にとって、暮らしている身近な地域の支援が重要になります。
- このため、地域のどこに支援を必要とする人がいるのか、災害発生時には誰が支援に向かえるのか、どこに避難すれば良いのか、といった情報を体系的に整理しておくことが重要です。しかし、その際には個人情報保護への配慮が求められることから、関係機関との情報共有が課題となっています。
- 実際の災害発生時には、自治会などの身近な地域における“共助”が重要であり、自治会の中で組・班のような単位で助け合える体制を作っておくことも課題となります。
- 避難場所などではハード面でのバリアフリー整備はもちろん、避難中の災害情報の提供方法や移動手段の確保においても、障害者へのきめ細かい配慮が必要です。
- 近年の甚大な地震災害の教訓からも明らかなように、避難生活が長期化した場合の支援策も課題となります。
- 今後は施設や病院からの地域移行が一層促進されることが想定されますが、これに伴い障害者が犯罪に巻き込まれる危険性が高まってくることから、障害者が被害に遭わないよう、地域における防犯体制の強化が求められています。

【施策の基本方針】

障害者にとっての“安全なまち”とは“安全な地域”であることから、地域単位での相互支援体制づくりや住民の自主的な活動を支援（補完）するため、必要な設備・備品等や情報システムなどの整備を計画的に進めるとともに、市役所における体制の充実を図ります。



【施策の概要】

(1) 住宅や避難所の安全性の確保

迅速な避難が難しい障害者の被災を軽減するため、障害者の暮らす住宅の耐震化に取り組みとともに、避難所における安全性を確保するため、バリアフリー化や障害に配慮された設備等の設置を促進します。

(2) 情報提供の充実と防災意識の向上

日ごろからの防災知識の普及啓発を図るため、障害特性に応じた情報提供に努めるとともに、障害者も参加しやすい防災・避難訓練の実施やその効果の検証を行います。また、実際の災害発生時の避難所でのコミュニケーション支援や障害者に配慮した情報提供に向けた体制づくりを進めます。

(3) 地域防災体制の充実

地域での自主防災組織づくりを積極的に促します。また、日ごろから要援護者への支援の仕組みづくりを進めます。さらに、災害時においては、地域での安否確認・情報伝達体制の確立や、福祉避難所の設置、福祉用具等物資の供給、医療機関との連携、精神的な支援など、要援護者に対する適切な支援体制の整備に努めます。

(4) 地域防犯体制の強化

地域生活の中で犯罪に巻き込まれないよう、まちの安全パトロールなどへの取り組みを通じて、地域の防犯力の向上に努めます。

<重点事業>

事業名（担当課）				
事業概要				
指標等	現況		活動指標	
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
避難行動要支援者 対策事業	福祉部 地域支えあい課	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する「避難行動要支援者」の把握に努めるとともに、避難の支援等を実施するための基礎とする名簿を作成します。また、事業を通じ「自助、共助」の意識向上や取り組みが図られるよう、必要な支援を推進します。
総合防災訓練の実施	危機管理室 地域防災課	
NET119（再掲）	消防局 指令課	聴覚や言語に障害のある方を対象として、携帯電話やスマートフォンからインターネットを利用して119番通報ができる「NET119」の利用登録を行います。

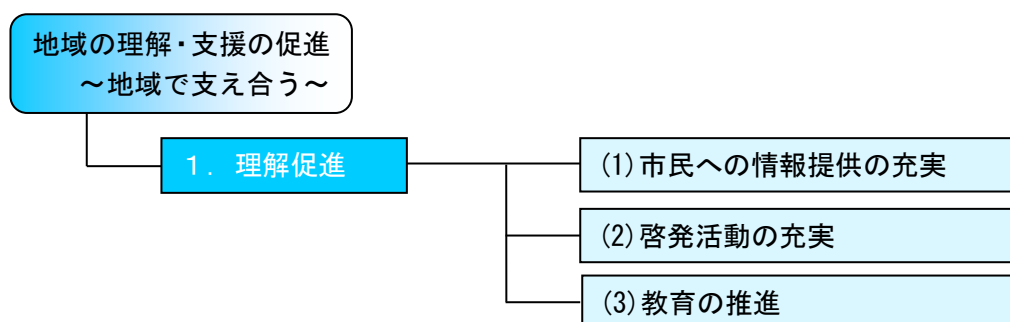
1. 理解促進

【現況と課題】

- 平成 23 年に障害者基本法が再改正され、「共生社会の実現」という目的のもとに差別禁止と権利擁護が改めて規定され、平成 28 年には障害者差別解消法が施行されましたが、障害者に対する人々の偏見や誤解は依然として存在しています。
- 障害者の地域での生活を実現するためには地域の理解が不可欠ですが、身近で直接の関わりのない人が障害についてよく知らないことも当然といえます。
- 少子高齢社会を迎え、価値観の多様化などが進む中、住民一人ひとりが互いを尊重し合い、その能力を活かし合いながら、地域において共に暮らしていくあり方を構築していくことが求められるようになっており、その意味でも、すべての市民が対等に主体的に社会参加する機会が確保されるノーマライゼーションの社会を実現する必要性は増しています。
- 特に、多様な媒体による身近な情報の提供や、これから理解や認識を形成することもたちに対する適切な教育など、さまざまな機会を通じて人々の理解を深めていくことが重要です。

【施策の基本方針】

障害者の実状について、できる限り多くの機会を通じて正確な情報を伝えるとともに、こどもの頃から正しい理解を育む教育を進めます。



【施策の概要】

(1) 市民への情報提供の充実

広報やホームページ等により、障害に関する正しい知識や理解を深めるための様々な情報を提供するとともに、地域のマスメディアの活用などを通じて、市民への日常的な

情報提供の充実に努めます。

(2) 啓発活動の充実

実際のふれあいの中で、市民が障害者に対する理解を深められるよう、障害者週間などの機会を通じてイベントを開催するとともに、市民による交流活動の充実に促進し、こうした機会について積極的な PR を図ります。

(3) 教育の推進

これからの社会を担う子どもたちが障害に対して正しい理解を身につけていくよう、学校における福祉教育や障害理解教育を積極的に推進するとともに、社会教育における人権教育や、当事者団体やボランティア、企業などによる継続的な福祉教育が進められる環境づくりに努めます。

<重点事業>

事業名（担当課）	障害に関する理解啓発事業	福祉部 障害者支援課		
事業概要	障害に関する理解を目的とした行事を開催し、市民に対する意識啓発をはかります。			
指標等	開催回数			
	参加人数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	1 回	1 回	1 回	1 回
	250 人	300 人	300 人	300 人

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
市新規採用職員に対する研修	福祉部 障害者支援課	市の新規採用職員に対する研修において、障害に関する理解を深めるためのカリキュラムを設けます。
市職員に対する研修・啓発	福祉部 障害者支援課	市の全職員を対象とした、障害に関する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。

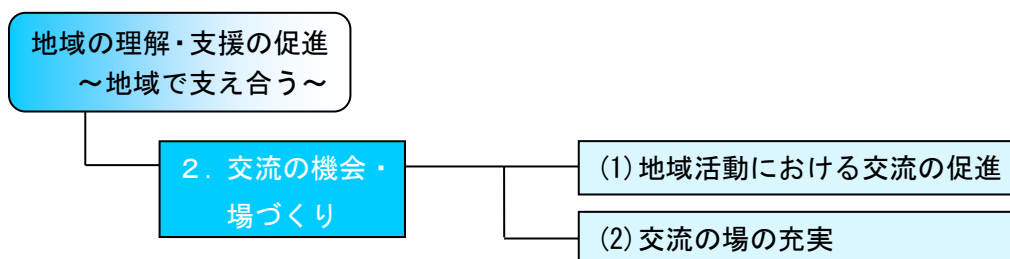
2. 交流の機会・場づくり

【現況と課題】

- 地域においても、地域の課題を克服していくため、より多くの住民の地域活動への参加が求められており、障害者も地域を支えるという視点（共助・共生）を持って、積極的に参加できるような環境整備を行うことが必要となっています。
- このためには、まず当事者と地域住民が顔の見える関係になることが必要ですが、現在は施設職員やボランティアなど、障害者を理解しようとする人との関係が中心となっています。
- 障害者に対する理解を深めるためには、障害者自らが情報を発信し、地域ケアシステムなどを通じて地域の交流などにも積極的に参加していくことが重要になっており、このためには、家族や周囲の人などの理解と後押しも重要です。
- 意識調査の結果からも、障害のない人にとって、何らかの交流体験が日常生活の中での助け合いの意識や行動に結びついていることがうかがわれ、直接交流する機会や場づくりが必要となっています。

【施策の基本方針】

支援する人と支援を受ける人という関係から一旦離れて、互いが一人の人として理解できるよう、あらゆる場面を通じて、当事者の情報発信や直接のふれあいの機会づくりを促進するとともに、障害者との交流の場が地域づくりの核の一つになるような環境づくりを進めます。



【施策の概要】

(1) 地域活動における交流の促進

学校での福祉教育・障害理解教育や、自治会等による防災訓練やパトロールなどの地域活動への当事者自らの参加を積極的に促進するとともに、それを支える家族や支援者の協力（パニック時の対処法カードの作成等）を促進します。また、自治会等における障害者に対する理解を促進し、地域活動のあり方の検討や支援体制の確立を促すととも

に、地域ケア推進連絡会などと連動し、地域住民と事業所との交流・連携を促進します。

(2) 交流の場の充実

地域づくりの核の一つとして、障害の有無や種類に関係なく、誰もが交流できる地域の拠点機能の充実を図ります。

<重点事業>

事業名（担当課）	福祉の店運営支援事業	福祉部 障害者支援課		
事業概要	障害者の社会参加と工賃向上を目的に、障害者施設等の障害者が製作する物品を販売する「福祉の店」の運営を支援します。			
指標等	出店数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	215 回	270 回	270 回	270 回

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
地域ケアシステム推進事業	福祉部 地域支えあい課	地域ケアシステムは市内14の「地区社会福祉協議会」が活動主体となり、地域住民や団体、市川市社会福祉協議会と行政が協働し、「支え合い・助け合いの地域づくり」のための様々な取り組みを実践しています。重要な取り組みの一つとして、地域の課題を話し合う「地域ケア推進連絡会」が地区ごとに開催されており、こうした会議に障害者団体が参加することで、障害者と地域との交流の機会が増大し、地域の理解・支援が促進されることが期待されます。
里見祭ハートフルツアー	福祉部 障害者支援課	障害に対する理解を深めること及び当事者が学生と交流することを目的に、和洋女子大学里見祭に、市内障害者施設に通所・入所する障害者が参加し、学生の案内により学内を散策します。

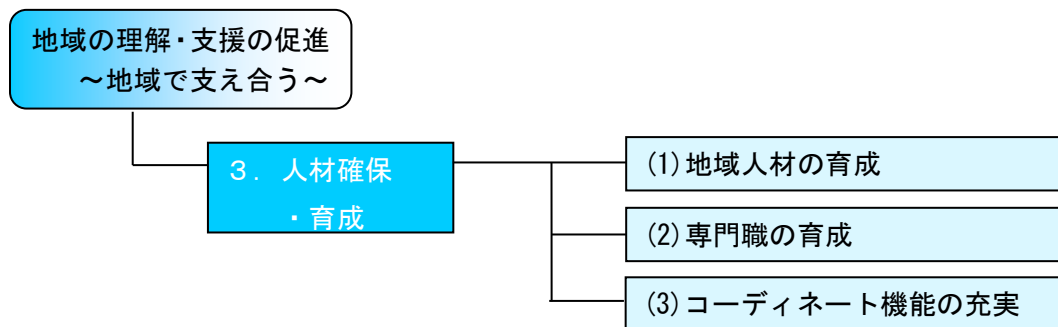
3. 人材確保・育成

【現況と課題】

- 障害者の生活を支えるには、地域住民の理解を基本として、その中から具体的に活動に関わるボランティアなどの地域人材と、関連施設や機関で業務に従事する多様な専門職の双方が必要です。
- 事業所が職員を募集しても、なかなか応募がないなど、福祉人材については、労働条件の厳しさや離職率の高さが問題となっており、報酬改定や処遇改善が望まれています。
- 職員などの現場従事者の一層の資質向上のためには、当事者や団体との交流を通じて、当事者の真のニーズを捉えることも求められています。
- 今後は、障害者自身も当事者活動のプロであるという認識を持ち、支援する側の人材としても捉えていく必要があります。
- 今後は、こうした多様な支援者を、お互いが助け合えるように有機的につなぎ、それぞれの特性を活かしていくことが必要です。

【施策の基本方針】

障害者の地域での生活を支える人材として、地域におけるボランティアの育成を進め、専門家・専門機関の充実を促進するとともに、地域の人材と専門職をつなぐコーディネート機能の充実に努めます。



【施策の概要】

(1) 地域人材の育成

支援したいという気持ちを持つ地域住民が、ボランティア活動へのきっかけをつかめるよう、既存のボランティアグループに関する情報の提供やボランティア講座の充実に努めます。

(2) 専門職の育成

当事者による研修会の実施などにより、専門職の質の向上を促進します。また、同じ障害を持つ同世代の自助グループの形成などを通じて、専門職としての当事者の養成を図るとともに、専門機関における当事者職員の雇用などを促進します。

(3) コーディネート機能の充実

地域人材と専門機関を効果的につなぐため、ボランティア活動に関する窓口の整理や情報の集約、人材の紹介、活動の評価など、コーディネート機能の充実を促進します。また、料理や運転など、地域住民一人ひとりが得意なことを活かして支援できる機会を提供できるよう、事業所などでの活用促進を図ります。

<重点事業>

事業名（担当課）	障害児者相談支援ガイドライン研修 （再掲）	福祉部 障害者支援課		
事業概要	自立支援協議会の相談支援部会を中心に、障害者(児)相談支援事業に従事する関係者の申し合わせ事項としてのガイドラインを作成・改訂し、それに沿った研修を実施することにより、相談支援の担い手の確保と育成をはかります。			
指標等	平均受講者数			
	現況		活動指標	
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	85 人	85 人	85 人	85 人

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
就労支援に関わる研修（再掲）	福祉部 障害者支援課	自立支援協議会の就労支援部会を中心に就労支援にかかわる課題を抽出し、課題に沿った研修を実施することにより、就労支援の担い手の育成を図ります。
夏休み体験ボランティア実施事業	市民部 ボランティア・NPO課	ボランティアや NPO など市民活動への理解の促進や参加啓発を目的に、ボランティア活動体験型の啓発事業を行います。

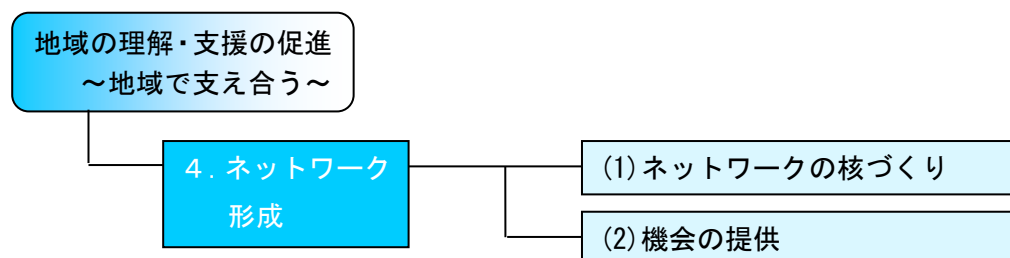
4. ネットワーク形成

【現況と課題】

- 障害者福祉に関わる法制度の改正や社会情勢の変化により、サービス提供主体が一般事業者をはじめ、当事者も含む社会福祉法人や NPO 法人、株式会社など、多様化しており、障害者の生活の質を向上していくためには、それぞれの特性を活かしていくことが必要です。
- 様々な障害特性を持つ市内の障害者の当事者団体間の横のつながりを作ることを目的として、平成 24 年に市川市障害者団体連絡会が発足しました。今後は、それぞれの立場や多様な課題を取りまとめて、主体的な活動を推進していくことが必要となります。
- 今後は、支援者はもちろん、自治会などの地域組織も含め、当事者を中心として、要望するための団体ではなく、共に生きていくためのネットワークの確立が必要となっています。

【施策の基本方針】

障害者が日常生活の中で関わる、できるだけ多くの組織や人がつながり、地域での暮らしを支援する共生のためのネットワークづくりを促進します。



【施策の概要】

(1) ネットワークの核づくり

障害の種類などに関わらず、障害全般に関わる情報が集約・発信できるよう、当事者相互の情報のネットワーク化に努めるとともに、様々な組織・団体を越えて横断的に活動できる人材の育成や、役割分担の仕組みづくりを促進します。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心に、地域の関係機関との連携の強化をはかります。

(2) 機会の提供

組織や団体を越えたネットワークが実効的に機能するよう、計画策定や施策・事業検討段階における意見交換や、当事者、医療、福祉、地域等がテーマを設けて連携・交流

できる機会の提供に努めます。

<重点事業>

事業名（担当課）	基幹相談支援センターによるネットワーク構築	福祉部 障害者支援課		
事業概要	地域の関係機関との連携を強化することを目的に、基幹相談支援センター職員が関連会議等へ参加します。			
指標等	現況		活動指標	
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
障害者団体連絡会運営支援	福祉部 障害者支援課	各障害者団体による意見交換や、共同の取り組みを通して、団体連絡会の主体的なネットワーク作りを後方支援します。
障害児者相談支援事業所連絡協議会への支援	福祉部 障害者支援課	指定相談支援事業所や、障害者（児）の相談支援にかかわる関係者でつくる「障害児者相談支援事業所連絡協議会」の運営を側面支援し、自立支援協議会の相談支援部会との連携をはかります。
日本郵便株式会社市川・行徳郵便局との地域における協力	福祉部 介護福祉課 障害者支援課	住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するため、日本郵便株式会社市川・行徳郵便局と地域における協力に関する協定を締結し、郵便局員が業務中に、高齢者や障害者、子どもなどの住民の何らかの異変に気付いた場合に、市に情報提供をしてもらうことにより、地域における見守り活動を行います。

<事業体系> 網掛け部分は重点事業

	施策の展開	事業
第1節 子育て・教育の充実	1. 子育て支援	保育園巡回相談事業 ライフサポートファイル活用事業 地域職員への研修事業 放課後保育クラブ事業
	2. 学校教育	特別支援教育推進事業 特別支援教育連携協議会 義務教育学校整備事業
第2節 社会参加・就労の促進	1. 生涯学習	市主催講座・講演等における合理的配慮の推進 図書館の障害者資料製作・収集事業
	2. スポーツ・レクリエーション ・文化芸術活動	障害者文化講座
	3. 就労支援・雇用促進	優先調達推進事業 就労支援に関わる研修 チャレンジドオフィスいちかわ 雇用促進事業（障害者就労支援）
第3節 生活支援の充実	1. 福祉サービス	精神障害等に関する講演会・研修会の開催 高次脳機能障害者支援会議 グループホーム等入居者家賃助成事業
	2. コミュニケーション ・移動サービス	失語症会話パートナー派遣事業 福祉タクシー事業 NET119
確立 第4節 権利擁護体制の	1. 相談・情報提供	相談支援グループスーパービジョン 障害児者相談支援ガイドライン研修
	2. 権利擁護	成年後見制度利用支援事業 障害者虐待防止センター 障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議

第5節
保健・医療・リハビリテーションの充実

- 1. 健康づくり・予防
- 2. 医療・リハビリテーション
 - 身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業
 - 医療的ケアに関する研修
 - ピアカウンセリング事業
 - 重度心身障害者医療費助成事業

第6節
誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進

- 1. 福祉のまちづくり
 - 人にやさしい道づくり重点地区整備事業
 - 公園施設バリアフリー事業
- 2. 居住環境の整備
 - 住まいに関する検討会議の開催
- 3. 防犯・災害対策
 - 避難行動要支援者対策事業
 - 総合防災訓練の開催
 - NET119（再掲）

第7節
地域の理解・支援の促進

- 1. 理解促進
 - 障害に関する理解啓発事業
 - 市新規採用職員に対する研修
 - 市職員に対する研修・啓発
- 2. 交流の機会・場づくり
 - 福祉の店運営支援事業
 - 地域ケアシステム推進事業
 - 里見祭ハートフルツアー
- 3. 人材育成
 - 障害児者相談支援ガイドライン研修（再掲）
 - 就労支援に関わる研修（再掲）
 - 夏休み体験ボランティア実施事業
- 4. ネットワーク形成
 - 基幹相談支援センターによるネットワーク構築
 - 障害者団体連絡会運営支援
 - 障害児者相談支援事業所連絡協議会への支援
 - 日本郵便株式会社市川・行徳郵便局との地域における協力

第6章 第5期市川市障害福祉計画・第1期市川市障害児福祉計画

第5期市川市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。また、市川市障害者計画の施策のうち、第3節「生活支援の充実」及び第4節「相談権利擁護の確立」に関する実施計画として位置づけられます。また、第1期市川市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障害児通所支援等の確保に関する計画となります。

1. 障害福祉計画・障害児福祉計画の方向性

障害者基本法における基本的理念、並びに市川市障害者計画における基本理念である「このまちで共に生きる」を踏まえ、この計画においては次の3つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障害のある人もない人も共に普通に暮らせる地域をつくる」という考え方のもとに、障害の種別や程度を問わず、障害者等が自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や社会経験に根差した考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

(2) 市を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害にかかわる制度の一元化への対応として、障害者等がその種別にかかわらず、必要な障害福祉サービスを利用することができるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進します。

- ① 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り
- ② 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に係る取組
- ③ 人工呼吸器を装着している障害児その他日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下、医療的ケア児とする。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児通所支援等の専門的な支援の確保の観点から、保健、医療、教育等の関係機関とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築を図っていきます。

これらの方向性を踏まえ、国の「基本指針」に即して今期の計画期間（平成30～32年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めます。

2. 成果目標

○入所施設入所者の地域生活移行を進めます。

平成28年度末時点における施設入所者の9%以上が平成32年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成32年度末時点における福祉施設入所者を、平成28年度末時点から2%以上削減することとします。

具体的には、下表において、210人の入所者のうち19人の地域移行を目指しますが、19人が退所されたあとに、新たに入所する方がいるため、結果的に入所者の数が5名減になります。

項目	数値	備考
平成28年度末時点の施設入所者数(A)	210人	
【目標値】 目標年度入所者数(B)	205人	平成32年度末時点の入所者数を、平成28年度末時点から2%以上削減する
【目標値】 削減見込(A-B)	5人 (2%)	
【目標値】 地域生活移行者数	19人 (9%)	平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することを目指す

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、千葉県においては、圏域ごとに地域移行支援協議会が設置されており、これをもって、市町村における保健、医療、福祉関係者の協議の場とします。なお、本市においては、地域移行支援協議会が自立支援協議会の関連会議のひとつとして位置づけられており、協議の内容を障害福祉計画へ反映することが可能となる体制がとられています。

また、国の「基本指針」においては、精神病床における1年以上長期入院患者数及び早期退院率について市町村における成果目標は定められていませんが、都道府県における成果目標を踏まえて、活動指標を設定することとされているため、千葉県における成果目標をここに掲げます。また、市独自の指標として「精神科病院への長期在院者数」を設定します。

項目	数値	備考
【目標値】 市町村における保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置	平成32年度末時点において

千葉県における成果目標

項目	数 値	備 考
平成28年6月末時点における65歳以上の長期(1年以上)入院患者数(A)	人	
【目標値】 平成32年度末時点における65歳以上の長期(1年以上)入院患者数(B)	人	
平成28年6月末時点における65歳未満の長期(1年以上)入院患者数(A)	人	
【目標値】 平成32年度末時点における65歳未満の長期(1年以上)入院患者数(B)	人	
【目標値】 入院後3ヶ月経過時点の退院率	%	平成32年度における数値を69%以上にする
【目標値】 入院後6ヶ月経過時点の退院率	%	平成32年度における数値を84%以上にする
【目標値】 入院後1年経過時点の退院率	%	平成32年度における数値を90%以上にする

市川市における独自の成果目標

項目	数 値	備 考
精神科病院長期在院者数	239人	市川市の生活保護受給者および精神障害者入院医療費助成制度対象者のうち、精神科病院に継続して1年以上入院している人数(平成28年6月時点)
【目標値】 精神科病院長期在院者数	215人	平成32年6月時点

○地域生活支援拠点等を整備します。

「地域生活支援拠点」とは、以下のような機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加した拠点のことをいいます。

- ・相談（地域生活への移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場の提供（一人暮らし、グループホームへの入居等）
- ・緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの対応等）
- ・専門性の確保（人材の確保・養成・連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点の整備・コーディネーターの配置等）

また、整備にあたっては、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（「面的な体制」）も認められているため、「地域生活支援拠点等」とされています。

このような地域生活支援拠点等を、平成32年度末までに1つ整備することとします。

項目	数値	備考
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備数	1つ	平成32年度末までに

○一般就労への移行を促進します。

平成32年度中に一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上にするとともに、就労移行支援事業の利用者数および就労移行支援事業ごとの就労移行率に関する目標を下記の通り設定します。

- ・平成32年度末における利用者数を平成28年度末から2割以上増加
- ・全体の5割以上の事業所が就労移行率3割以上を達成

また、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とします。

また、市独自の指標として「一般就労移行率」を設定します。

項目	数値	備考
平成28年度中の 年間一般就労移行者数(A)	83人	
【目標値】 平成32年度中の 年間一般就労移行者数	125人 (Aの1.5倍)	
平成28年度末までの就労移行 支援事業利用者数(累計)(B)	885人	
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	1,062人 (Bの20%増)	平成32年度末において就労移行支援事業 を利用する方の数
就労移行率30%以上を達成した就労 移行支援事業所の割合	66.7%	平成28年度実績
【目標値】 就労移行率30%以上を達成した 就労移行支援事業所の割合	50%以上	
【目標値】 就労定着支援事業による支援を開始 した時点から1年後の職場定着率	80%以上	

市川市における独自の成果目標

項目	数 値	備 考
平成28年度中の 一般就労移行率	36.7%	市内の就労移行支援事業所の利用者及び 障害者就労支援センターアクセスの就職活 動支援登録者のうち一般就労に移行した人 の割合
【目標値】 平成32年度中の 年間一般就労移行率	46.5%	市内の就労移行支援事業所の利用者及び 障害者就労支援センターアクセスの就職活 動支援登録者のうち一般就労に移行した人 の割合

○障害児支援の提供体制を整備します。

重層的な地域支援体制の構築を目指すために、以下の2点を目標として設定します。

- ・平成32年度末までに児童発達支援センターを1カ所以上整備
- ・平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

また、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援センター及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保します。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成32年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。

項目	数 値	備 考
【目標値】 児童発達支援センターの整備数	4カ所	平成32年度末時点で
【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる 体制の構築	6人／月	平成32年度末までに一月に保育所等訪問 を利用する児童の数
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援センター及び 放課後等デイサービス事業所の 確保数	4カ所	平成32年度末までに重症心身障害児を受 け入れる事業所の数
【目標値】 保健、医療、障害福祉、保育、 教育等の関係機関等が連携を 図るための協議の場の設置	設置	平成32年度末までに

3. 障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の体系 障害児福祉計画に定める障害児通所支援等の体系

1 障害福祉サービス	
(1)訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
(2)日中活動系サービス	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所
(3)居住系サービス	自立生活援助、共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援
2 相談支援	
(1)相談支援	計画相談支援、地域移行支援・地域定着支援
3 地域生活支援事業	
(必須事業)	
(1)理解促進研修・啓発事業	教室等開催・事業所訪問・イベント開催・広報活動等
(2)自発的活動支援事業	ピアサポート(障害者同士の支え合い)、災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援等
(3)相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業、障害者相談支援事業
(4)成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用にあたっての費用助成
(5)成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修、法人、後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築等
(6)意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業
(7)日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具等
(8)手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成研修

(9)移動支援事業	ガイドヘルパー派遣等
(10)地域活動支援センター事業 (任意事業)	地域活動支援センター（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ型）での通所サービスや意識啓発事業
(11)市が自主的に取り組む事業	福祉ホーム、訪問入浴、日中一時支援、社会参加促進事業等

4 障害児通所支援等

(1)障害児相談支援	
(2)障害児通所支援	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

4. 障害福祉サービスの整備

(1) 訪問系サービス

【事業内容】

○訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障害者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
居宅介護	居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体障害者に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。
同行援護	移動に著しい困難のある視覚障害者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援などを提供します。
行動援護	重度の知的・精神障害による著しい行動障害のある方に、見守りや危険回避の援護を提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス等利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などのいわゆる訪問系サービスについては、障害者の地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、障害者一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。

○また、これらのサービスは、家族とともに暮らし続けたいと願う障害者の方にとっては、家族の機能を補完する本人支援としてのサービスであり、多様な暮らし方を保障するためにも重要なサービスと考えられます。

○今後、施設入所や入院から地域生活への移行が進むにつれて、これらのサービスを必要とする方が増加すると見込まれますが、障害者が地域で安心して暮らすために必要となる訪問系サービスについては、障害種別に関わりなくサービスが提供できるよう、ヘルパー等の人材確保や育成とともに、サービス提供体制の整備を進めます。

【実施の見込み（個別サービスの活動指標）】

		見込量			単位
		30年度	31年度	32年度	
訪問系サービス	居宅介護	11,215	11,352	11,490	時間/月
		513	531	549	実人/月
	重度訪問介護	4,191	4,317	4,447	時間/月
		18	18	18	実人/月
	同行援護	1,639	1,671	1,705	時間/月
		56	56	56	実人/月
	行動援護	247	257	267	時間/月
		11	11	11	実人/月
	重度障害者等包括支援	0	0	0	時間/月
		0	0	0	実人/月

【見込量を確保するための方策】

- 増加が見込まれる訪問系サービスについては、見込量を確保するために、ヘルパー等の担い手の育成を事業者に働きかけます。
- 介護保険制度におけるサービス提供事業者に対しては、新規の参入を働きかけていきます。
- すべての障害への対応が可能となるよう、既存の人材のレベルアップを目的に、県が開催する居宅介護従事者等養成研修事業への積極的な参加を促します。また、ヘルパー資格取得希望者に対しては情報提供を行うなど、人材確保のための環境を整えていきます。
- 居宅支援連絡会などの事業者相互の連携を支援し、情報の共有や現場のニーズの集約に努めます。
- 訪問系サービスにおけるヘルパーにかかる負担が問題となっている状況を踏まえ、計画相談支援の導入を進める中で、的確なアセスメントによる支給の適正化を図るとともに、相談支援専門員との役割分担をはかります。また、訓練的な要素を含む居宅での介護については、訪問型生活訓練の利用を促進するなど、サービス間の適切な役割分担にも配慮します。

○地域住民に対する障害理解の普及促進を図り、地域の福祉力を活用した新たな介護力の創出を目指し、市川市自立支援協議会などの場を通じた取り組みを進めます。

(2) 日中活動系サービス

【事業内容】

○日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
生活介護	常時介護を要する障害者に、施設等で入浴や排泄、食事等の介護をしたり、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練	障害者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。身体機能向上のための「機能訓練」と生活能力向上のための「生活訓練」のタイプがあります。
就労移行支援	就労を希望する障害者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。A型（雇成型）とB型（非雇成型）のタイプがあります。
就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療を要する障害者で常時介護が必要な方に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。
短期入所	居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、障害者等が施設への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるものです。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

- 日中活動系サービスは、身辺自立や就労などを目指した訓練や、地域における社会参加を保障する場として不可欠なサービスです。本市では、特別支援学校を卒業した方や、入所施設や精神科病院から地域生活に移行した方、また引きこもりがちな方などが社会参加していくための場として、日中活動系サービスの整備を推進していきます。
- 生活介護や就労継続支援B型（非雇用型）については、概ね見込み通りの利用量の推移となっています。就労継続支援B型や、地域活動支援センターⅢ型を中心とする、企業などからの受注作業については、施設ごとに質・量ともに差が大きく、効率のよい受注体制の確立が必要です。
- また、就労移行支援については、障害者の就労意識の高まりとともに新規参入事業者や利用者も増えており、一般就労者の数も大きく伸びています。一方で、生活上の課題のある利用者や、就労後の定着支援の充実が求められています。
- 就労継続支援A型（雇用型）については、本市での事業所に加え、近隣市においても事業所数が増加していることから、利用者数も増えており、障害者雇用の一つのあり方として定着しています。
- 就労継続支援B型（非雇用型）については、工賃の向上をはかりつつも、生きがいや社会的役割を獲得するなど、多様な働き方の充実が求められています。
- 就労定着支援については、今後一層、一般就労への移行が増加することが見込まれるなか、就労に伴う生活面の課題に対応する必要があることから、平成30年度から新たに創設されたサービスです。
- 自立訓練（生活訓練）については、就労や日中活動系サービスの継続的な利用の前段階としての、生活習慣の確立・定着に向けた役割があります。また、長期入院から地域生活に移行する精神障害者などに対する訪問型生活訓練による、地域定着支援としての役割も大きいものがあります。
- 通所施設の利用者や家族の高齢化に伴い、施設への送迎の確保が課題になっています。
- 短期入所は、障害者や家族の高齢化によるニーズの高まりの一方で、市内・近隣に資源

が乏しいため、身近な場の整備が課題となっています。

【実施の見込み（個別サービスの活動指標）】

		見込量			単位
		30年度	31年度	32年度	
日中活動系サービス	生活介護	14,330	14,568	14,806	延人日/月
		727	738	750	実人/月
	自立訓練（機能訓練）	153	161	169	延人日/月
		17	18	19	実人/月
	自立訓練（生活訓練）	1,141	1,244	1,346	延人日/月
		84	89	94	実人/月
	就労移行支援	2,441	2,548	2,654	延人日/月
		139	140	141	実人/月
	就労継続支援A型（雇用型）	2,595	2,855	3,140	延人日/月
		133	146	161	実人/月
	就労継続支援B型（非雇用型）	7,459	7,829	8,199	延人日/月
		420	436	453	実人/月
	就労定着支援	103	114	125	実人/月
	療養介護	432	445	457	延人日/月
		14	14	15	実人/月
	短期入所（福祉型）	849	888	927	延人日/月
170		187	205	実人/月	
短期入所（医療型）	7	8	9	延人日/月	
	1	1	1	実人/月	

【見込量を確保するための方策】

- 安定した事業運営を確保するため、事業所に対し家賃補助などの運営支援を行うとともに、通所施設利用者の負担軽減を図るため、交通費の助成を行います。
- 福祉的就労の場における受注業務については、障害者優先調達推進法に基づく官公需による発注の拡充をはじめ、事業者のネットワーク組織による共同受注の仕組みなどを活用しながら、質と量の充実をはかります。
- 効果的なアフターケアの体制を整備するために、就労定着支援事業と、障害者就労支援

センター「アクセス」や就労移行支援事業などの既存の事業との連携や協働を進めています。

○身近な場での短期入所の整備については、成果目標に位置づけられた「地域生活支援拠点」等の整備を含めて、その実現を目指します。なお、地域生活支援拠点については、自立支援協議会を活用しながら、面的な整備も視野に入れつつその実効性を検証しながら本市にふさわしいあり方を検討していきます。また、医療的ケアを要する方の短期入所の場の整備についても、併せて検討を進めます。

(3) 居住系サービス

【事業内容】

○居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。平日の日中は、利用者は通勤等をしたり、日中活動系サービスを利用したりします。

具体的なサービス	サービスの内容
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、「食事、洗濯、掃除などに課題はないか」「公共料金や家賃に滞納はないか」「体調に変化はないか、通院しているか」「地域住民との関係は良好か」などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。
共同生活援助	障害者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、または入浴、排泄又は食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に対し、主に夜間において、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○自立生活援助については、入所施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するために、平成30年度から新たに創設されたサービスです。

○施設入所支援については、長期的には入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められていますが、現入所者に加え、待機者も相当数あることから、適切なケアマネジメントに基づき、真に入所を必要とする方の待機状態の解消を図ることが必要です。

○施設入所者や入院中の精神障害者の地域移行の受け皿として、さらには保護者の高齢化による家族介護力の低下などを背景に、共同生活援助（グループホーム）への需要は高まっています。また、知的障害者ではケア付きの住まいとしての利用が多く、精神障害者では単身生活に向けた通過的な利用が多くなるなど、ニーズに応じたあり方が求められています。

○しかし、グループホーム等の資源には限りがあるため、特に知的障害者については緊急性の高い方から優先的に入居できるような仕組みが必要です。

○一方、精神障害者のニーズは必ずしもグループホームのような居住形態を望んでいるわけではないことから、グループホームの整備促進と並行して、公営住宅や一般住宅も社会資源の一つとして活用するなど、様々なニーズに対応した居住の場の確保に努めます。

【実施の見込み(個別サービスの活動指標)】

		見込量			単位
		30年度	31年度	32年度	
サービス 居住系	自立生活援助	9	12	16	実人/月
	共同生活援助	237	253	269	実人/月
	施設入所支援	208	207	205	実人/月

【見込量を確保するための方策】

○適切なケアマネジメントにより、居住の場として真に施設入所が必要な方の待機状態の解消に努めます。

○共同生活援助は、施設や病院からの地域移行や、家族からの自立にあたって重要なサービスであることを踏まえ、整備を推進していきます。

- グループホームの整備を促進するため、公営住宅などを活用した整備手法の検討を進めるとともに、利用者の負担軽減を図ることを目的に家賃に対する助成を実施します。
- 生活ホームを運営する事業者が、グループホームへの移行を希望する場合には、円滑な移行が可能となるよう必要な支援を行います。
- 知的障害者について「グループホーム等入居検討会」による、緊急性の高い人から優先的に入居できる仕組みの整備を進めます。
- 重度の障害のある人も受け入れが可能となるようなグループホームのあり方について、自立支援協議会やその周辺会議などを通じて研究を進めます。
- 地域移行の課題に対応して、グループホーム等ではない一般住宅に入居する障害者に対しても、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）などを通じてスムーズな地域生活への移行を支援します。

5. 相談支援の整備

【事業内容】

○相談支援とは、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

具体的なサービス	サービスの内容
基本相談支援	障害者等の相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス利用の調整等を行います。
計画相談支援	障害者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域相談支援	(地域移行支援) 入所施設や精神科病院に入所・入院している障害者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や、援助などを行います。
	(地域定着支援) 居宅で単身等で生活をする障害者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○この項で扱う「相談支援」とは、「指定特定相談支援」及び「指定一般相談支援」です。それぞれ「基本相談支援」を共通の基礎的な事業とし、「計画相談支援」または「地域相談支援」を行う2階建ての事業形態となります。

指定特定相談支援

計画相談支援
基本相談支援

指定一般相談支援

地域相談支援
基本相談支援

○全ての障害福祉サービス又は地域相談支援の利用者については、「サービス等利用計画」を作成することとされていますが、その担い手となるのが「指定特定相談支援」です(利用者自身や家族等がサービス等利用計画を作成する「セルフプラン」も認められています)。そのニーズに対応していくためには、現在障害福祉サービスを実施している事業者だけでなく、介護保険事業者等に対しても、積極的にこれらの相談支援事業の指定を受けるよう促すとともに、相談支援の担い手を確保する必要があります。

○本市においては、サービス等利用計画の作成にあたって、利用者自身の自己決定・自己選択を尊重する考え方から「セルフプラン」の活用も重視してきましたが、今後、指定特定相談支援の整備が進むにつれて、セルフプランの点検をはかりながら利用者のニーズを精査していく中で、適宜計画相談支援につないでいくことも考えられます。

○また「指定一般相談支援」は、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する際の住居の確保や手続き同行等の「地域移行支援」と、地域生活移行後の連絡体制の確保や緊急時の対応等の「地域定着支援」となります。

○なお、地域生活支援事業に位置づけられた「障害者相談支援事業（市町村の一般的な相談支援）」については、相談に訪れる人の最初の窓口となることから、これらの指定相談支援事業との適切な連携や役割分担が必要となります。

○また、児童福祉法における「障害児相談支援」については、「7. 障害児支援通所支援等の整備（72ページ）」にて詳述します。

【実施の見込み（個別サービスの活動指標）】

		見込量			単位
		30年度	31年度	32年度	
相談支援	計画相談支援	545	585	625	実人／月
	地域移行支援	5	5	5	実人／月
	地域定着支援	39	39	39	実人／月

【見込量を確保するための方策】

○サービス等利用計画については、ニーズの増大が見込まれるため、介護保険事業所を含むサービス事業者に対し参入を促すとともに、自立支援協議会の相談支援部会を活用して相談支援の普及啓発や質の向上をはかり、担い手の育成と確保に努めます。

○指定相談支援（特定・一般・障害児）を含む相談支援事業の申し合わせ事項として「障害児者相談支援ガイドライン」を作成し、適宜改訂を進めるとともに、ガイドラインに基づく研修を実施して相談支援の普及と質の向上をはかります。

- 自立支援協議会の相談支援部会とともに、相談支援に関するグループスーパービジョン（グループによる事例検討）を実施して、計画相談の評価や相談支援専門員の後方支援、地域の課題の集約をはかります。
- 千葉県が実施する専門的・広域的な相談支援との連携を強化し、役割と機能の分担を進めます。
- 発達障害や高次脳機能障害、難病の方、さらには手帳を取得していない方や重度障害者、路上生活障害者、触法障害者への相談支援のあり方などの研究を進めるとともに、困難ケースに対応できる専門的な相談支援体制を構築します。
- 精神科病院に長期入院している人の退院にあたっては、地域移行支援が大きな役割を果たしますが、その後方支援として、千葉県において実施されている「地域移行・定着協力病院」の指定制度や、地域移行支援協議会などを活用しながら、病院が地域移行への動機づけを高められるよう、働きかけていきます。また、長期入院している人が退院への意欲を高めるためには、既に退院して地域で生活している人との交流が効果的なことから、長期入院経験者の力を活用した取り組みを検討します。
- 地域定着支援については、自立支援協議会などの場を活用して、市の相談支援体制全体の中での位置づけを整理していきます。

6. 地域生活支援事業の整備

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業ですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村や都道府県が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

なお、地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能なことから、この計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応した事業や実施体制を随時検討していきます。

(1) 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

【事業内容】

○理解促進研修・啓発事業は、市町村が実施する地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業です。

具体的な事業	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を行います。

【事業の実施に関する考え方】

○「社会的障壁」とは、物理的なバリア（段差など）にとどまらず、心理的なバリア（差別感情など）や視覚・聴覚障害者などに対する情報のバリア、制度や慣習などをも含む概念です。

○地域社会の住民に対する理解促進や意識啓発は、時間がかかることや即時的な効果が認めにくい反面、社会的障壁を除去し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図るためには、大変重要な取り組みといえます。

【実施の見込み（事業の活動指標）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施の有無

【見込量を確保するための方策】

○障害者週間等の機会を活用して、地域住民に対する理解促進・意識啓発に向けたイベントを企画・運営します。

（２）自発的活動支援事業（必須事業）

【事業内容】

○自発的活動支援事業は、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。

具体的な事業	事業の内容
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

【事業の実施に関する考え方】

○本市では、障害者団体（当事者会・家族会）が20団体以上活動していますが、団体横断的な連絡組織として「市川市障害者団体連絡会」が平成24年度から活動を始めています。自立支援協議会への委員派遣や、防災対策を柱とした市民への意識啓発などを行っています。

○市としては、この連絡会の事務局機能を担う形で活動支援を行っていましたが、現在は事務局も含め自主運営に移行しており、役員会や連絡会に参加することで、運営にあたって支援をしていきます。

【実施の見込み（事業の活動指標）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施の有無

【見込量を確保するための方策】

○年に4回の全体会議や、随時の役員会などの運営を支援します。

(3) 相談支援事業（必須事業）

【事業内容】

○相談支援事業は、障害者・児に対応した一般的な相談支援を行うものです。障害者自立支援法施行前は市域、県域、障害保健福祉圏域と3つの区域の中で、関係機関が個々の事業ごとにそれぞれ多様な支援を行ってきましたが、現在は市と県の適切な役割分担のもとで、一般的な相談支援は、市が一体的に実施しています。

○相談支援事業においては、地域の社会資源などの情報提供、住宅への入居の支援、地域の多様なサービスを一人ひとりの状況に応じて組み合わせて利用を促すコーディネート機能が重要となります。

具体的な事業	事業の内容
障害者相談支援事業	障害者等の福祉に関する様々な問題について障害者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。
基幹相談支援センター	総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障害者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○現在、市内には地域生活支援事業における「相談支援」の拠点が3か所（市役所障害者支援課、基幹相談支援センター「えくる」大洲ステーション、基幹相談支援センター「えくる」行徳ステーション）整備されています。

- この相談支援事業は、相談に訪れる人の最初の窓口に位置づけられることから、的確なニーズの把握に基づく情報提供や助言、関係機関との連絡調整が求められています。そのため、人材の確保と育成、質の担保が重要です。また、指定相談支援事業との適切な役割分担や、関係機関とのスムーズな連携がはかれるような仕組みづくりが必要です。
- 権利擁護については、いわゆる「障害者虐待防止法」に基づく「市町村障害者虐待防止センター」の設置及び成年後見制度利用支援事業の高齢者部門との連携を踏まえた展開に合わせて、相談支援体制における位置づけを整理していきます。
- 障害者総合支援法に定められた「基幹相談支援センター」については、平成29年度より、基幹相談支援センターえくる大洲ステーション及び行徳ステーションの2箇所を開設し、地域における相談支援の中核的な役割を果たすことが期待されます。
- 「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」については、入所施設や精神科病院などからの「地域移行支援」とは別に、家族との同居から一人暮らしへの移行など、「地域から地域への移行」にあたっての入居支援などを引き続き本事業の枠組みで実施していきます。

【実施の見込み（事業の活動指標）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
障害者相談支援事業	3	3	3	箇所
基幹相談支援センター	2	2	2	箇所
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施	実施	実施	実施の有無
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施	実施	実施	実施の有無

【見込量を確保するための方策】

- 自立支援協議会の相談支援部会を活用しながら、基幹相談支援センター「えくる」に対する評価のあり方について検討します。また、市民やサービス事業者等に対して相談支援事業の普及啓発をはかります。

- 指定相談支援（特定・一般・障害児）を含む相談支援事業の申し合わせ事項として「障害児者相談支援ガイドライン」を作成し、適宜改訂を進めるとともに、ガイドラインに基づく研修を実施して相談支援の普及と質の向上をはかります。
- 自立支援協議会の相談支援部会とともに、相談支援に関するグループスーパービジョン（グループによる事例検討）を実施して、相談の担い手の後方支援や地域の課題の集約をはかります。
- 定型的なサービスにつながりにくい人や就労している人などを対象とした、プログラム参加をきっかけにした相談支援へのつなぎや、ピアサポート（障害者同士の支え合い）の拠点となるような場の検討を進めます。
- 障害児に対する相談支援については、法改正による枠組みの見直しを踏まえ、庁内におけるこども部門や教育部門をはじめ、中核地域生活支援センター「がじゅまる」や児童相談所、発達障害者支援センター（CAS）などの専門的な機関と連携していきます。特に、義務教育終了後の児童や軽度の知的障害、発達障害などの相談については、窓口を限定せず、相談を受けた部署がたらい回しにせずしっかりと対応していきます。

（４）成年後見制度利用支援事業（必須事業）

【事業内容】

- 成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用に際して申し立てに要する費用や後見人等の報酬を助成する事業です。

具体的な事業	事業の内容
成年後見制度 利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。

【事業の実施に関する考え方】

- 成年後見制度については、後見人等の担い手が不足していることや、その支援体制が乏しいことが課題となっています。また障害者だけでなく、高齢者に対するニーズも大きく、障害者に対する後見支援と一体的に仕組みを整備していくことが合理的と考えられます。このため、平成25年9月から、委託により市川市社会福祉協議会に「後見相談

担当室」が設置され、成年後見に関する相談や周知啓発を行っています。

○また、相談支援や障害者虐待防止センター等との迅速で有機的な連携が必要です。

【実施の見込み（事業の活動指標）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
成年後見制度利用支援事業	15	16	18	実利用 見込み者数

【見込量を確保するための方策】

○制度の更なる周知とともに、相談支援や障害者虐待防止センター、後見相談担当室等と連携しながら、制度の対象となる方への適切な利用につなげていきます。

（5）成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

【事業内容】

○成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

具体的な事業	事業の内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の育成及び法人後見の活動が円滑に行われるような支援を行います。

【事業の実施に関する考え方】

○法人後見の実施にあたっては、平成28年度より市民後見人養成講座を開講し、市民後見人の養成及び法人後見の受任に向けた体制の整備を進めていくことが見込まれています。

【実施の見込み（事業の活動指標）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施の有無

【見込量を確保するための方策】

○高齢者福祉部門と連携しながら、市民後見人養成講座を実施します。

○法人後見については、後見相談担当室の受託法人である市川市社会福祉協議会において、受任が可能となる体制を整備していきます。

(6) 意思疎通支援事業（必須事業）

【事業内容】

○意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

具体的なサービス	サービスの内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障害者がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障害者に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を市役所に設置して、事務手続き等の利便を図ります。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○市では、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、並びに手話通訳者を設置する事業を実施します。なお、複数市町村にまたがる団体が主催する集会や、複数市町村に居住する聴覚障害者等が参加・出席する集会など、当面広域的な対応が必要となるものについては、県において意思疎通支援事業が実施されます。

○手話通訳者や要約筆記者の登録や派遣については、都道府県や市町村により取扱いに差異が生じないように国においてモデル要綱が示されており、これを踏まえて市としての事業のあり方を検討する必要があります。

○点訳、音声訳については、従来よりボランティア等による支援が行われていますが、当面はこれらのボランティア等の活用により、障害者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。

【実施の見込み（個別サービスの見込み量）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
手話通訳者派遣事業	947	994	1,044	延利用人／年
要約筆記者派遣事業	109	115	120	実利用人／年
手話通訳者設置事業	4	4	4	設置人数

【見込量を確保するための方策】

○手話通訳者を市役所に設置します。

○手話通訳者および要約筆記者の派遣を実施します。また、派遣等のあり方について検討します。

（7）日常生活用具給付等事業（必須事業）

【事業内容】

○日常生活用具給付等事業とは、重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等によって日常生活の便宜を図るものです。

具体的な種目	種目の内容
介護訓練支援用具	障害者等の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいす等の用具
自立生活支援用具	障害者等の入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障害者等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の、障害者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の障害者等の排泄管理を支援する衛生用品
住宅改修費	手すりの取付け、床段差の解消等、障害者等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○今後は、障害者等の地域生活への移行が進むことに合わせて、需要の拡大が見込まれる

ことから、サービス量の拡充を図ります。

【実施の見込み（個別サービスの見込量）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
介護訓練支援用具	44	50	56	延給付件/年
自立生活支援用具	59	58	57	延給付件/年
在宅療養等支援用具	47	48	49	延給付件/年
情報・意思疎通支援用具	62	65	68	延給付件/年
排泄管理支援用具	6,934	7,019	6,979	延給付件/年
住宅改修費	9	9	8	延給付件/年

【見込量を確保するための方策】

○利用者の増大に合わせて、必要な予算の確保に努めます。

○用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを定期的に行うなど事業の拡充に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。

（8）手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

【事業内容】

○手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

具体的な事業	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

【事業の実施に関する考え方】

○手話を習得するには長期間を要するため、継続して研修を開催して技術の向上を図る必要があります。

○また、本研修と県で実施している手話通訳者養成研修を受講することにより、全国手話通訳者統一試験の受験資格が得られることから、県研修の受講を促していきます。

【実施の見込み（事業の活動指標）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
手話奉仕員養成研修事業	13	13	13	実養成講習 修了見込み 者数

【見込量を確保するための方策】

○手話奉仕員養成研修（前期課程、後期課程）を毎年度実施します。

（9）移動支援事業（必須事業）

【事業内容】

○移動支援事業とは、地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うものです。

具体的なサービス	サービスの内容
移動支援事業	一人で外出するのが困難な障害者等の余暇活動等の社会参加のために、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○障害者等の地域生活への移行と相まって、地域での自立した生活に必要な不可欠な移動支援サービスに対するニーズは、年々高まっていくことが予想されます。また、入所・入院中の障害者への柔軟なサービス提供によって、地域への移行を容易にするための橋渡しとしての役割も期待できます。

【実施の見込み（個別サービスの見込量）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
移動支援事業	80	81	83	箇所
	582	586	590	実人／年
	55,361	55,883	56,406	延利用時間 ／年

【見込量を確保するための方策】

○見込量の確保を図ることはもとより、将来的な需要増や一人当たりの支給量の拡充に努めます。

○支給のあり方について、多様なニーズの高まりを踏まえて再検討を進めます。

（10）地域活動支援センター（必須事業）

【事業内容】

○地域活動支援センターは、障害者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、障害者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。

○地域活動支援センターでは、障害者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供など基礎的な事業を行うとともに、サービスの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種）に応じて、各種の訓練や意識啓発事業などを行います。

具体的な類型	サービスの内容
地域活動支援センターⅠ型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件としています。
地域活動支援センターⅡ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センターⅢ型	これまでの小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な経営が図られていることが条件となります。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○地域活動支援センターは、Ⅰ型・Ⅱ型については旧体系の精神障害者地域生活支援センターや障害者デイサービス等が移行することが想定され、独自の機能を持っていますが、Ⅲ型については障害福祉サービス事業への移行のステップとしての位置づけにとどまらず、日中活動系事業の体系の中で積極的な役割を果たすことが期待されています。例えば、「憩いの場」や「集いの場」、「ピアサポート（障害者同士の支え合い）の場」としての役割や、利用者のニーズを見極めるための期間や場としての位置づけなどがあります。

○地域活動支援センターⅠ型については、「南八幡メンタルサポートセンター」が該当していましたが、平成29年度より市内の相談支援体制の再構築に伴い、相談支援事業、連携強化や普及啓発事業については障害者支援課と基幹相談支援センター「えくる」に引き継ぐこととし、基礎的事業については、柔軟かつ持続可能なサービスを提供するために、地域活動支援センターⅢ型に変更した上で民営化となりました。

○市としては、今後も地域活動支援センターの積極的な役割を活かしていただけるよう、事業者への支援を行います。

【実施の見込み（個別サービスの見込量）】

	見込量			単位
	30年度	31年度	32年度	
地域活動支援センターⅠ型	0	0	0	箇所
	0	0	0	平均実利用 人／日
地域活動支援センターⅡ型	1	1	1	箇所
	8	9	10	平均実利用 人／日
地域活動支援センターⅢ型	8	8	8	箇所
	60	60	60	平均実利用 人／日

【見込量を確保するための方策】

○安定した事業運営を図るため、地域活動支援センターに運営費の補助を行います。

○新たなニーズを踏まえて、日中活動系サービスと地域活動支援センターの役割について検討していきます。

(1 1) 市が自主的に取り組む事業（任意事業）

事業名	実施内容
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援します。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図ります。
生活支援事業（視覚障害者自立支援事業）	視覚障害者に対して専門の歩行訓練士が自宅へ訪問し、日常生活に必要な相談、訓練・指導等を行うことにより、視覚障害者の自立と社会参加の促進を図ります。
日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援、及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

○上記の事業は、計画期間内にその他事業として実施する事業となります。

7. 障害児通所支援等の整備

【事業内容】

○障害児通所支援等は、児童福祉法に位置づけられ、市町村が実施主体となる「障害児相談支援」と「障害児通所支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。

○この項では、本市における「障害児相談支援」と「障害児通所支援」の整備について扱います。

具体的なサービス		サービスの内容
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする障害児やその家族に対し、障害児支援利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。
障害児通所支援	児童発達支援	身近な地域で就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある幼児に対して児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	学齢期の障害児に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら放課後の居場所作りを推進します。
	保育所等訪問支援	障害児施設の専門機能を活かして、その職員が保育所など集団生活を営む施設等を訪問し、その施設における障害児の集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるように障害児の居宅を訪問して発達支援を行うものです。

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○障害児相談支援は、障害のある子どもたちが通所支援を利用するために、客観的かつ専門的な視点から最適な生活を提案する重要な事業です。このことから質、量ともに充実させる必要があります。

○障害児通所支援を利用するために、受給者証を取得している子どもの数は年々増加しており、今後もこの傾向は続くと思われまます。

○児童発達支援は早期の療育を行う専門的な場としての位置づけであることから、保健医療担当部局や、子育て支援担当部局との連携体制を確保する必要があります。

○保育所等訪問支援事業については、地域での育ちを支援する重要な事業であることから、保育、教育等関係機関との連携を緊密に図っていく必要があります。

○児童発達支援センターは、地域の中核的な役割を果たすために通所支援等を行う事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児支援の体制整備をしていくことが必要とされます。

【実施の見込み（個別サービスの見込量）】

		見込量			単位
		30年度	31年度	32年度	
	障害児相談支援	124	162	200	実人/月
障害児通所支援	児童発達支援	679	819	959	実人/月
		4,472	5,017	5,612	延人日/月
	医療型児童発達支援	27	27	27	実人/月
		248	260	271	延人日/月
	放課後等デイサービス	1,686	2,033	2,380	実人/月
		7,981	9,134	10,288	延人日/月
	保育所等訪問支援	11	16	20	実人/月
		22	32	40	延人日/月
	居宅訪問型児童発達支援	1	2	3	実人/月
		4	8	12	延人日/月

【見込量を確保するための方策】

- 障害はあっても、身近な地域での支援が保障されるように他の分野（保健、医療、教育等）と緊密に連携を図りながら体制整備を進めていきます。
- 障害の特性を踏まえて、質の高い支援を提供できるよう、事業所に対して障害理解のための研修等を行い、質の向上を目指します。

第7章 計画推進のために

1. 計画の推進体制

市川市自立支援協議会を核として、関連計画所管部門、サービス提供事業者、関係機関、各団体等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行うなど、協働して計画の推進に努めます。

2. 障害福祉サービスや計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

3. 地域での障害者理解を深めるための啓発と地域の力の活用

地域の住民や企業に対して、障害に関する正しい知識の普及啓発に努め、障害者理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

4. サービスの質の確保と経営基盤の安定化

市町村の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、市に登録を行った事業者がサービス提供者となりますが、これらの事業者に対しては一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。また、県の指定を受けた事業者についても、千葉県との連携を図り、質の確保に努めます。なお、こうしたサービスの質の確保に加えて、障害者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援のあり方についてさらに検討を進めます。

5. 計画達成状況の点検及び評価

年度ごとに計画の達成状況を点検・把握し、評価を行うとともに、評価結果については、障害者基本法第36条第1項および第4項に定める「合議制の機関」としての位置づけを持つ市川市社会福祉審議会に対し報告を行い、意見等を求め必要な対策を講じることで、計画を着実に推進します。また、計画の効果的な評価方法についても検討を進めます。

6. 計画量・見込量に応じた財源の確保

計画自体の実効性を担保する観点から、計画量・見込量に応じた財源の確保に努めます。

